

平成30年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成30年12月12日（水曜日）

議事日程第1号

平成30年12月12日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第85号 専決処分事項の報告について
(平成30年度八峰町一般会計補正予算（第3号）)
- 第5 議案第86号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第87号 八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第88号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第89号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第90号 八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第91号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第11 議案第92号 能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第12 議案第93号 平成30年度八峰町一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第94号 平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)
- 第14 議案第95号 平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第96号 平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第97号 平成30年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）

- 第17 陳情第 7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情について
- 第18 陳情第 8号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情について
- 第19 陳情第 9号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書について
- 第20 陳情第10号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書について
- 第21 陳情第11号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書について

出席議員（12人）

1番 水 木 壽 保	2番 山 本 優 人	3番 奈 良 聡 子
4番 腰 山 良 悦	5番 須 藤 正 人	6番 芹 田 正 嗣
7番 見 上 政 子	8番 菊 地 薫	9番 笠 原 吉 範
10番 芦 崎 達 美	11番 皆 川 鉄 也	12番 門 脇 直 樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 森 田 新一郎	副 町 長 日 沼 一 之
教 育 長 川 尻 茂 樹	総 務 課 長 佐々木 高
税務会計課長 今 井 利 宏	企画財政課長 和 平 勇 人
福祉保健課長 堀 江 広 智	教 育 次 長 藤 田 吉 孝
産業振興課長 成 田 拓 也	農林振興課長補佐 山 本 実
建 設 課 長 石 嶋 勝比古	農業委員会事務局長 阿 部 克 之
学校教育課長 山 本 節 雄	生涯学習課長 米 森 伴 宗
学校給食センター所長 田 村 高 夫	あきた白神体験センター所長 佐 藤 博 孝
建設課副課長 内 山 直 光	教育課副課長 山 内 章

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志 書記 吉元和歌子

午前10時00分開会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより平成30年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る11月13日及び12月3日、議長立ち会いのもと、議会運営委員会を開き、10月29日付けで議長から諮問のあった平成30年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から14日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から14日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

本日、平成30年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様にはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、北海道八峰町ふるさと会と八峰町関東ふるさと会について申し上げます。

第12回北海道八峰町ふるさと会総会は、10月13日に札幌第一ホテルで開催されました。最初にホテルの中庭で参加者41人の記念写真撮影があり、正午過ぎから総会が始まりました。大沢出身の高杉昇幹事長の司会で進められ、まず、ふるさと会員物故者へ黙祷をした後、八森出身の鈴木貞夫会長が挨拶し、私と門脇直樹議長が祝辞を述べ、議案審議が始まりました。議案は全て原案どおり承認され、役員改選では、横間出身の佐藤洋子さんが新幹事に選ばれました。その後、お待ちかねの懇親会に入り、八峰町の新米で作った「きりたんぼ」の鍋を味わっていただきながら歓談し、「ホオビキ」というロープを使ったゲームなどで盛り上がり、最後に全員で「ふるさと」を斉唱し、お開きとなりました。会員の皆さんのふるさとに対する熱い想いに感銘した、あっという間の3時間でありました。

また、八峰町関東ふるさと会総会は、11月18日に千代田区のアルカディア市ヶ谷を会場に開催されました。今年度は10周年という大きな節目を迎えたこともあり、町からは、私と川尻教育長、議会議員の皆さん、また、10周年をお祝いするため、茂浦民謡同好会、石川郷土芸能保存会の皆さんにも参加していただきました。はじめに小手萩出身の神馬信一会長と私が挨拶をし、総会の議事が進行され、議案は全て原案どおり承認されました。役員改選も行われ、神馬会長が勇退し、中浜出身の戸田眞理さんが新たに会長に就任しました。会員は、関東圏各地から例年を大幅に上回る約300名が集まり、「茂浦の通り踊り」や「石川の奴踊りと駒踊り」の記念イベントや大抽選会などで大いに盛り上がりました。

次に、秋の火災予防運動について申し上げます。

11月4日午前7時から、田中地区において消防総合訓練を実施し、冷え込みが厳しい早朝にもかかわらず多くの方々から参加していただき、住民による火事ぶれと119番通報、バケツリレーによる初期消火活動、消防団員による火災防ぎょ訓練などを行いました。また、今回の訓練では、水利から火災現場まで距離が離れていることを想定し、第一分団ポンプ車まで、小型ポンプ3台を中継する中継送水等の消火演習を実施したほか、住民による水消火器の消火訓練も行いました。

ご協力いただいた田中自治会の皆様をはじめ、消防団、消防署、交通指導隊など関係者の皆様には心から御礼を申し上げますとともに、これから暖房器具等、火の取り扱いが増える季節を迎えることから、住民の皆様と一体となって火災予防運動を展開し、無火災を目指してまいります。

次に、秋の行政協力員会議について申し上げます。

11月20日、峰栄館において開催し、各自治会から出された側溝の改良や海岸漂着ごみの撤去、蛍光管等の収集回数などの要望36件について、それぞれ町の考え方をお示しし、意見交換を行いました。事業規模が大きすぎて、すぐには取り組めないものもありましたが、住民の皆様が快適に暮らせるよう、すぐ実施できるものは早急に改善することとし、その他の要望についても、実施可能なものはその実施時期などを地元自治会と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、各自治会との「町長と語る会」、仮称でありますけれども、につきましては、自治会総会や各種会合等の際にお声がけをいただき、その際に1時間程度お時間をいただきたい旨をお願いいたしました。

次に、福祉関係の講演会等について申し上げます。

10月8日、「ファガス」において、八森峰浜ふくし会との共催により「認知症講演会」を開催し、246名の参加がありました。「認知症が治る時代がやってきた」と題して、国際医療福祉大学大学院、竹内孝仁教授による講演がありました。実際に認知症が治った映像を観てから、40年にわたり多くの認知症患者を治してきた竹内理論とその実践について、お話ししていただきました。1日1.5リットルの水と1日3kmの運動習慣などに気をつければ、認知症は恐くないという竹内理論の分かりやすさから、参加者からはすぐに実践してみようという声が多く聞かれました。

また、10月20日には、同じく「ファガス」において、ボランティアグループ「陽だまりの会」との共催により「心といのちを考えるフォーラム」を開催し、190名の参加があ

りました。国立精神・神経医療研究センター自殺総合対策研究室長、藤田幸司氏による「みんなで支える心の健康づくり～誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現に向けて」～と題しての講演に続き、落語家の笑福亭松枝さんから、オレオレ詐欺や「笑い」をテーマとした落語により、会場は笑いの渦となりました。

次に、今期のハタハタ漁についてご報告いたします。

今季の県漁協北部総括支所管内に配分されたハタハタの漁獲枠は、沿岸107 t、沖合120 t トンで、前年比では、それぞれ11 t、17 t の増となりました。

沖合底引き網漁は9月に解禁され、10月は低調でしたが、11月に入ると順調に水揚げがあり、漁獲枠のほぼ全量に達しております。

11月25日に解禁となった季節ハタハタ漁は、11月中には動きがなく、12月8日に岩館漁港で約10 k g が水揚げされ、今季の初競りが行われました。12月10日には、岩館漁港で約5 t、八森漁港で約0.5 t が水揚げされ、漁業関係者はようやくまとまった水揚げに安堵していました。この後も穏やかな天候が続き、順調な水揚げに期待するとともに、安全な操業となるよう願っております。

次に、観光イベントについて申し上げます。

第12回はっぼう“んめもの”まつりは、例年どおりポンポコ山公園を会場に10月7日・8日の2日間で企画されましたが、台風25号接近に伴う安全面を考慮し、初日のみの開催となりました。メインであるご当地グルメには、町内、県内外から33店舗が出店しました。また、特別企画として行われたラーメンフェスや東北“んめもの”セレクションも花を添えたほか、能代高校生の吹奏楽や地元ダンスチームによるダンス披露、グルメアートパフォーマンスといった多彩なステージイベントも観客を楽しませてくれました。

本イベントの企画・運営に携わった実行委員会をはじめ、ボランティア、関係者の皆様に感謝申し上げます。

次に、ジオパークの再認定審査について申し上げます。

八峰白神ジオパークは、平成28年度の再認定審査の際に2年間の条件付き認定を受けたことから、今年11月に再認定審査を受けました。日本ジオパーク委員会の中田節也委員長はじめ3人の審査員が11月1日に現地入りし、4日間にわたって審査しました。鹿ノ浦展望台や白爆神社、旧春秋林道などのジオサイトでは、地元ガイドによる説明が行われました。また、前回審査で示された課題について、事務局を中心に進捗状況などのヒアリングや自己評価表に基づいた内容確認を行いました。

審査講評では、ジオサイトの再編や拠点施設、教育活動、ネットワーク活動、防災・安全、看板等の可視性など評価された部分もありましたが、ジオストーリーの構築等については、今後も取り組みが必要であるとの指摘を受けました。

審査の結果は、来年1月18日に発表されることとなっております。

また、今回の審査では、町内外の多数の関係者の皆様からご協力をいただいております、深く感謝を申し上げます。

次に、生薬を活用した薬膳メニュー開発事業について申し上げます。

現在、カミツレやキキョウを出荷しておりますが、キキョウの根の一部は、残念ながら出荷基準から外れてしまう、いわゆる規格外品となってしまいます。この規格外品を商品化することにより、生産農家の所得向上や生薬栽培の作付面積拡大に繋がるとの考えから、「薬膳メニューの開発」に取り組んでまいりました。町内の宿泊施設や飲食店の事業者、7店舗から参加をいただき、薬膳の専門家である「薬膳実践学院代表学院長瀧本靖子さん」を講師としてお迎えし、生薬についての基本を学びながら、調理実習や試食を重ね、5店舗が薬膳メニューを完成しております。

これを受け、12月7日には、秋田県庁において完成報告と記者会見を行いました。川原副知事からも試食いただき、「とてもおいしいし、健康になった気がする」との感想をいただきました。当日は多くのテレビや新聞等マスコミの皆様が取材にきており、「薬膳」や「生薬」という言葉の反響の大きさに驚くとともに、大きな宣伝効果があったと考えています。今後は、専用ののぼりを用意しながら、八峰町の新たなご当地メニューの一つとして、県内外にPRしてまいります。

次に、能代山本広域観光連携事業について申し上げます。

本町を含む能代市山本郡の4市町は、観光業をはじめとした幅広い分野の団体で構成する「あきた白神観光プラットフォーム」を立ち上げ、民間の事業者が主導する形で、DMOの設立に向けた検討を進めてまいりました。この「DMO」とは、destination・management・オーガナイゼーションの略で、官民などの幅広い連携によって、地域観光を積極的に推進する法人組織を言います。さらに、先月には、「あきた白神観光連絡調整協議会」を設立し、平成31年4月の地域連携DMOの設立に向けた各種申請手続を進めることとしております。

国内観光の地域間競争はますます厳しくなることが予想されますので、地域連携DMOを中心に広域観光を推進してまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

農林水産省が12月10日に発表した平成30年産米の作柄概況によると、秋田県の作況指数は、96の「やや不良」となりました。県北地域も96の「やや不良」となり、10a当たり収量は、昨年より15kg少ない541kgとなったところです。しかしながら、生産現場から、実際の収量は国が示した作況指数よりも少ないとの声が多くあることから、県では来年産に向け、減収となった要因について調査するとしております。町としても、県や周辺市町・JA等関係機関と連絡を密にし情報収集に努め、農家が来年の再生産に向け支障が出ないよう、取り組んでまいります。

また、平成31年産米への取り組みにつきましては、県では引き続き県産米の価格の安定を図るため、平成31年産米においても県段階の「生産の目安」を提示することとし、12月6日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を「40万7,000t」とすることを決定し、公表したところです。これに先立ち、八峰町農業再生協議会では、去る11月7日に臨時総会を開催し、「生産の目安は協議会が算定する」、「再生協議会長名で方針作成者へ提示する」等々の県の生産の目安に対応した取り組み方針を決定したところであり、来年1月中には生産の目安を決定し、方針作成者へ提示することとしております。

次に、今年の冬の除雪業務について申し上げます。

11月16日に八峰町除雪会議を開催し、除雪体制や実施基準、その他注意事項の確認を行うとともに、事故防止に最善を尽くすよう委託業者へ依頼しました。特に今年度の重点事項として、道路の交差点付近に雪を堆積させ見えにくい状況は極力作らないことや、適宜に排雪作業を行うなど、交差点部の安全対策に対する協力をお願いいたしました。また、今シーズンは、これまでリース対応としていた除雪車両に替えて、新規に8t級の除雪ドーザ1台を購入し、除雪体制の強化を図っております。

幹線道路はもとより、その他生活路線も含め、きめ細やかな対応に努めながら、冬期間における道路交通の安全を確保してまいります。

次に、八峰町住まいづくり応援事業について申し上げます。

これまでの申請状況は、子育て世帯向け新築支援事業が6件、リフォーム支援事業が82件、うち18歳以下の子ども3人以上と同居する多子世帯が2件、空き家購入等支援事業が1件、合わせて89件に加え、下水道新規加入が11件となっております。これに対する補助対象経費は2億6,200万円余りとなっており、補助金内示額が当初予算の3,000万

円に達する見込みとなったことから、11月13日をもって申請受付を終了いたしました。

この事業については、地域経済の活性化や人口減少対策に大きく寄与しており、来年度においても継続してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、11月3日、秋の叙勲において、樺台の佐藤勇一さんが「瑞宝小綬章」を受章されました。佐藤さんは平成19年3月に教員を定年退職され、平成25年から八峰町教育委員、平成27年からは委員長を2年務められました。今回の受章は、長年にわたり教育行政のためにご尽力された功績によるものであり、八峰町といたしましても誠にうれしく、心からお祝い申し上げます。

また、11月8日、八峰中学校において、金融教育に関する実践事例を紹介する「金融教育公開授業 I N 秋田」が開催され、発表会には児童生徒220名の参加、生徒が総合的な学習で取り組んできた職場体験や町のPR活動などについて発表し、成果を共有しました。また、発表会後は、タレントのダニエル・カールさんの「日本とアメリカの違いから学ぶ賢い消費者への道」と題した講演が行われ、ことぶき大学の学生約280人も参加し、児童生徒とともに聴講しました。

また、教育委員会が、第12回キャリア教育優良教育委員会として文部科学大臣表彰を受賞することになりました。これは小・中学校における企業体験事業を推進してきたことが評価されたもので、1月18日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて表彰式が開催されます。

また、今年度の一茶まつり全国小中俳句大会において、峰浜小学校が最優秀校として3年連続の「学校賞」を受賞しました。全校児童116人が出品し、12名が入賞したことが評価されたものであり、3年生の芦崎絢音さんが最高賞の「特選」を受賞、ほかには「秀逸」に5人、「入選」に6人が選ばれました。地域の指導者の協力をいただきながら、児童が日常的に創作活動に取り組んできた成果であると思っております。

次に、峰浜地区統合子ども園について申し上げます。

峰浜地区統合子ども園については、8月31日にプロポーザル方式で選定した「設計チーム木協同組合」と基本設計の委託契約を締結し、これまで設計業者と関係部署との打ち合わせを重ねるとともに、子ども園関係者や保護者会代表者も加わった、設計に関するワークショップを開催してまいりました。このたび、それぞれの意見が反映された基本設計が完成し、先の議会全員協議会で報告したところであります。今後は、この基本設

計をもとに更なる検討を加え、年度末にかけて実施設計を完成させていくこととしております。

次に、主なスポーツイベントについて報告いたします。

10月8日の体育の日に、体育協会と公民館主催の「第13回八峰町シーサイドロードレース大会」が開催されました。町内の小・中学生を中心に、昨年より若干少ないものの211名もの方々が参加し、親子の部、2kmの部、5km部に分かれて海岸道路を駆け抜けました。レース後、毎年恒例のお楽しみ大抽選会も行われ、盛会裏のうちに終了しております。

また、前日の10月7日に鹿角市を会場に開催予定であった「秋田25町村対抗駅伝ふるさとあきたラン!」は、台風25号の通過に伴い、残念ながら中止となってしまいました。本番で走ることはできなかったものの、8月から練習に励んでくれた選手の皆様をはじめ、指導された町陸上競技協会や保護者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

9月に開催された東北学童軟式野球新人秋田県大会において、八森ブルーウェーブが見事優勝に輝き、10月13日から奥州市で開催された東北学童軟式野球新人大会に臨みました。1回戦で開催地の竹の子スポーツ少年団に2対6で惜敗したものの、来期はさらに上を目指せるものと期待しているところであります。

次に、ことぶき大学の行事について報告いたします。

9月15日、第40回事ことぶき大学運動会を田中ミニ公園で開催いたしました。雲一つない秋晴れのもと、233名の参加者が8チームに分かれ、ジャンケン競争やゲートボールリレーなど、9つの種目に挑戦しました。会場は終始笑い声に包まれ、心身ともに健康が図られたものと感じております。

また、11月21日の「ことぶき大学健康講話並びに芸能発表会」には、275名が参加し、北秋田市の「合川にわか劇団」による寸劇と講話、午後からは、ことぶき大学生が歌や踊りなど、日頃の練習の成果や特技を発表する芸能発表会が行われました。日常の課題をテーマとした寸劇と講話は、受講者の共感を誘うもので、会場内は終始笑い声が絶えず、正に笑うことで心の健康づくりが図られました。また、芸能発表会では、演目ごとに会場が大きな拍手で包まれ、出演した大学生や出席した大学生にとって、充実した1日となりました。

次に、第13回町民文化祭について申し上げます。

「ファガス」と「峰栄館」で11月2日から4日までの三日間行われた展示部門には、書道、絵画、墨絵、俳句、写真、生け花など約1,300点が出品され、1,000人以上の方々から作品を鑑賞していただきました。また、11月4日の日曜日には、八峰中学校体育館において芸能発表会が開催され、和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど25演目にわたり、町民の日頃の学習成果を発表していただきました。ゲストとして参加していただいた「阿仁の根っこ番楽」は、正に歴史と伝統を肌で感じるものであり、詰めかけた300人以上の観客は、芸術の秋を満喫することができたと思われました。

一方、芸能発表会に先立ち、「第5回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を挙行了いたしました。今年は町内の2校の小学校から225点の応募があり、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞など、17名が入賞し全員を表彰いたしました。

次に、学校給食共同調理場の改築について申し上げます。

7月12日に、議会をはじめ学校長代表、保護者会代表、栄養教諭、調理員等による「八峰町立学校給食共同調理場改築検討委員会」を設置し、衛生管理、建設場所などについて検討していただきました。その結果、衛生管理については、「学校給食衛生管理基準」に適合した衛生的な施設であり、高温多湿の作業環境を改善し、「労働安全衛生法」に準拠した施設であること。また、建設場所については、小・中学校3校に配送するのではなく、1校とは通路で繋がっていた方が良いということから、現在の調理場の隣の敷地に建設することなど、様々な提言をいただきました。

今後は、早期建設に向け、3月に策定された第2次八峰みんなの食育プランの推進を踏まえるとともに、これら提言された内容を参考にしながら、計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第85号「専決処分事項の報告について」は、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告であり、既定額に79万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を61億2,209万6,000円とするものであり、秋の新人戦で全県優勝した八森ブルーウエーブの東北大会出場に係る補助金であります。

議案第86号「八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表及び諸手当を改定するとともに、一般職の勤勉手当の支給割合を0.1か月、再任用職員の勤勉手当の支給割合を0.05か月増額しようとするものであります。

議案第87号「八峰町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、一般職の職員の給与改定を考慮し、常勤の特別職の期末手当を0.1か月増額しようとするものであります。

議案第88号「八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第89号「八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」も、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第90号「八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、条例改正するものであります。

議案第91号「秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」は、構成団体である大仙美郷環境事業組合の解散等に伴い、規約の一部を変更するものであります。

議案第92号「能代山本広域市町村圏組合同規約の一部変更について」は、同組合が新たに整備する廃棄物処理施設において、藤里町から排出される不燃ごみ等の処理を受け入れようとするに伴い、規約変更するものであります。

議案第93号「平成30年度八峰町一般会計補正予算（第4号）」は、4,566万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を61億6,775万9,000円とするもので、歳出の主なものは、生活バス路線及びマイタウンバス維持費補助金、ふるさと納税事務一括代行業務委託料、夏井沢川単独河川災害復旧工事費、人件費の追加などであります。

議案第94号「平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」は、2,551万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億9,066万円とするもので、歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費負担金、施設介護サービス給付費負担金、介護予防通所介護事業費負担金の追加などであります。

議案第95号「平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、16万円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億6,943万8,000円とするもので、人件費の追加であります。

議案第96号「平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、199万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億1,547万3,000円とするもので、施設管

理費の光熱水費及び人件費の追加であります。

議案第97号「平成30年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、38万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を7,311万3,000円とするもので、医薬材料費及び人件費の追加であります。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は13議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第85号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、専決処分事項の報告についてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページに移りまして、専決処分（第5号）。

平成30年度八峰町一般会計補正予算（第3号）の概要は、八森ブルーウェーブが第16回東北学童軟式野球新人大会に出場することになりましたので、大会派遣費として歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万2,000円を追加し、総額を61億2,209万6,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、19款繰越金につきましては、歳出に対する財源充当のための追加補正79万2,000円でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費のうち19節負担金補助及び交付金につ

きましては、東北大会派遣費として八峰町スポーツ少年団への補助金79万2,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第86号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第86号について説明させていただきます。

議案第86号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。県職員の給与に対する秋田県人事委員会の意見に鑑み、条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改め文です。

改正内容につきましては、別紙で提出しております総務課説明資料1をもって説明の方をさせていただきます。

資料1ページをご覧ください。

第1条の改正内容についてであります。4点ございます。

1点目は、給料表の改定となっております。公民較差(349円(0.09%))を解消するため、若年層に重点をおいた水準で給料の引き上げを行っております。初任給では900円程度の引き上げ、高齢層では100円台後半の引き上げとなっております。

改正後の給料表を3ページから5ページ、改正前との差額を6ページから8ページに記載しております。6ページから見ていただきますと、八峰町高卒初任給、1の5のところになります。920円の引き上げです。あと、以降、在職年数、昇任等によって引き上げ額が少なくなっていくというような給料表となっております。

資料1ページにお戻りをお願いします。

2点目は、12月の勤勉手当を一般職で0.1か月、再任用職員で0.05か月引き上げる内容となっております。

3点目は、医師人材確保の面などから、民間医師等の給料の較差を調整する医師初任給調整手当の限度額を1,400円引き上げ、30万8,300円とする改正。

4点目が、宿日直手当の限度額を、通常の職員の場合ですけれども200円引き上げる改正となっております。

これらの3点目・4点目の改正につきましては、現在支給対象の職員は、現時点ではおりません。

これらによる影響額であります。1点目の給料表の改定による給料の影響額が65万2,000円、期末手当の影響額が9万9,000円、2点目の勤勉手当の改定による影響額が39万8,000円となっております。これは、いずれも一般会計・特別会計を含むものとなっております。3点目・4点目の医師初任給調整手当及び宿日直手当の限度額の改定につきましては、先ほどご説明のとおり該当職員がいないため、金額の影響額はございません。

続いて、第2条の改正につきましては、来年度から6月と12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給率を同月数とするものでございます。

資料2ページをご覧ください。

第1条の勤勉手当の改正により、年間に支給される期末手当及び勤勉手当の総月数は4.25月となっております。それを来年度については、6月、12月それぞれ2.15月ずつ同月数で支給するということとなります。

附則であります。附則の2の2項のとおり、第1条の給料表、勤勉手当との改定は、

本年4月1日に遡って適用することとしますが、本年4月から11月までの給料及び6月と12月の手当は、既に改正前の条例で支給済みのため、4月1日に遡って適用する場合であっても、改正後の規定により支給する際は改正前との差額を支給するという附則を3条で定めております。第2条の改正につきましては、附則第1項の但し書きのとおり、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この改正に関連して、町長にちょっとお伺いいたします。

今、正規の職員の改正になってるんですけども、臨時職員に対しても同一労働同一賃金で仕事をしておられる方がかなりおられると思います。で、1年契約、6か月契約、どのような状態になってるか分かりませんが、子ども園の場合1年契約でいってると思うんですけども、その臨時職員に対する待遇の改善とか、まあ今回、賞与を職員にいくにあたって、やはり臨時職員は同じ仕事をしていながらどうしてこういう労働条件なのかということで、やっぱり労働意欲もなくなってくるのではないかと思います。町長の考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 臨時職員の場合は、基本的には試験を受けない、正規の試験を受けないで入ってこられてる方ですので、その部分では待遇差、それなりの待遇の差があるというのはそういうことだと思います。ただ、臨時職員の部分につきましては、この後、議案の方でも出てまいりますけれども、会計年度任用制度というそういう法律改正の部分がありますので、これから大きく変わっていくものだと思います。ただ、臨時職員の部分を毎年給料、正職員のような形で上げていくという部分については、今の制度の中ではなかなか難しいことかなというふうな形で考えてます。最低賃金とかそういう部分の引き上げ等に合わせた格好で、改善はしていったることになっていると思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 保育園の場合は、臨時職員で採用される場合は面接があります。簡単な筆記もありました。全く試験がなくてそのまま採用されるということは、臨時職員であってもそれはないと思います。一応そういう手順を踏まえて、どうしても必要で

あるということで職員を配置しているものだと思いますので、その辺はやはり考えていただかなくてはならないのではないかと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほども少しお話しましたけれども、会計年度任用制度という部分が平成32年度から始まりますので、それに合わせた格好で、どういう形にしていくのかっていう部分が、今見上議員が質問された答えになると思います。どういう形でいけばいいのか、私どももかなり大きな問題と捉えてまして、今現在検討中でありまして、そういう形の中で、法律事項として今の臨時職員等がどういうふうな形でいけばいいのかという部分を、これから検討していくというふうなそういう段階であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 勤勉手当と期末手当、これの評価の実態っていうか、今までの状況、今年の方はもう既に出たと。もし出たのであれば、今年の実況など現実のところをちょっと紹介したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本優人議員のご質問にお答えします。

今回の12月の既に支給している期末勤勉手当についてですけれども、評価といいますか、現在休職中の職員が1名おりますので、そういった方については勤勉手当の支給はなし、期末手当も期間に応じた月の換算数、100分の100ではなくて100分の80とか100分の60とかというような形での対象になりますし、あと、病休等で期間の換算率が減額されている職員ももう1名おりますので、今回、期間率含めて100%支給されていない職員2名ほどとなっております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） その少ない2名のほかは100%出てるってことで理解していいですか。

○議長（門脇直樹君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） はい、その他の職員については、今回でいきますと期末勤勉で2.25月になると思いますので、その分出ているということになります。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 町長にお尋ねします。

普通、民間であれば、全員が、病気とか休んでる人は別にしても、全員が100%出るといことは通常考えられないんですけども、なぜ町の職員は100%、毎日出てれば出るのかなど。やっぱりそこには職員の能力差っていうのは必ずあると思うわけですよ。それをやっぱり適正に評価してやらないと、周りの同じ職場の中でやっぱりこう感情的に、「いや、あいつはあまり仕事もさねのに同じ100もらってる」というふうな言葉を、飲んだ席で聞くことがよくあるわけです。その辺について町長はどういうふうに、今回は済んだのでどうもなりません、来年に向けてですね、その辺どういうふうに考えていますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の山本議員のお話、私も分からないわけではないです。ですが、どういう物差しで働きがいと評価するのか。共通の例えば営業マンであれば、営業の会社の契約のとった額とかそういう部分で差が分かるんでありますけれども、公務員の仕事というのは、まあ県も市町村も同じでありますけれども、いろんな様々な分野があって、それはもちろん能力差はありますけれども、その部分をどうやって実際の給料に、まあボーナスに反映させていくのかっていうのは難しい問題だと思います。したがって、はっきりとした、こう休みが多かった人、あるいはずっと休職されてる方とか、まあそういう、あるいはいろんな処分を受けた人とか、そういう部分ははっきりしてる部分についてはそれなりの制度に乗った形でやっていけますけれども、それ以外の部分については、こうやってもなかなか難しい問題があると思います。それこそ私がもしその部分で勝手に決めるという話であれば、私にもやっぱりほかの人と物差しが違う部分があるので、それまたなかなか難しい問題かなというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前11時00分 再 開

.....
午前11時05分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第6、議案第87号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） それでは、議案第87号について説明をさせていただきます。

議案第87号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。町長及び副町長の期末手当の額を改正する必要があるため、条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の改め文であります。

こちらにつきましても、改正内容につきましては、別紙で提出しております総務課資料1で説明の方をさせていただきます。

資料9ページになります。

第1条は、平成30年12月分の期末手当を、一般職同様0.1か月引き上げるものとなっております。

第2条につきましては、こちら一般職同様、平成31年度からの分につきましては、6月に支給する期末手当と12月に支給する期末手当の支給率を同月数とするものであります。

附則につきましては、附則 1 項では、第 2 条の来年度の期末手当の支給率を同月数とする改正は、平成31年 4 月 1 日から施行するものです。第 2 項の第 1 条で改定した期末手当0.1か月の引き上げについては、平成30年12月 1 日に遡って適用することとなります。3 項ですけれども、12月の期末手当は既に10日で支給済みですので、改正後の手当は改正前との差額を支給する規定となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第88号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一都を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第88号について説明をさせていただきます。

議案第88号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。教育長の期末手当の額を改正する必要があるため、条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の改め文となっております。

改正内容につきましては、先ほど同様、提出しております総務課資料1で説明の方をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

改正内容につきましては、先ほど議決いただきました八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正と同様、第1条で期末手当の支給率を0.1か月引き上げるもの、第2条で来年度に支給する6月と12月の支給月数を同じとするものとなっております。

附則につきましても先ほどと同様となっております、改正後に支給されるものについては、改正前との差額を支給すると。あと、同月数にする分につきましては、来年の4月1日以降ということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第89号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第89号について説明させていただきます。

議案第89号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。町議会議員の期末手当の額を改正する必要があるため、条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改め文となっております。

改正内容につきましては、こちら提出しております総務課資料、最後11ページになりますが、そちらで説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、先ほど説明しました特別職、教育長と同様に、第1条で期末手当の支給率を0.1か月引き上げ、第2条で来年度に支給する6月と12月の支給月数を同じとするものとなっております。

附則についても、先ほどの特別職、教育長と同じ内容となっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第89号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第90号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） それでは、議案第90号についてご説明いたします。

八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。学校教育法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによる条例の一部改正を行うものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改め文であります。

こちらに関しましては、別添資料としまして新旧対照表を載せてございますので、こちらの方をご覧ください。

4号の改正につきましては、教員免許を持っていれば更新しなくても支援員になることができることを明確にしたものでございます。

5号につきましては、平成31年4月1日から、学校教育の改正により専門職業人の養成を目的とした専門職大学が設置されることに伴う改正でございます。

10号につきましては、新設項目でありまして、中卒者であっても5年以上放課後児童健全育成事業に従事していれば、支援員となることができるということを規定するものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 4条のところなんですけれども、前の4条のところは、あっ、9条の3の（4）ですけれども、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教諭となる資格を有する者ということで、これはこれで問題ないと思うんですけれども、改正するのは教育免許法の第4条っていうところで、ちょっと教育免許証のところをちょっととって見たんですけれども、この教育免許証のところを見ますと、

高校から専門、いろんな科目とか、高校の科目をとっている者とか、文章の中には認定こども園の免許は除外するというふうな、こういうふうな項目がいろいろ書かれてるんですけども、あえて、どうしてこれを、まあ新放課後プランの中にこれが載ってるっていうことだと思えるんですけども、職員の欄では、放課後児童クラブの基準については、職員については従うべき基準ということから、来年から参酌する基準ということに変わるといふことだと思えるんですけども、強制ではないので、どうしてここが変えなくてはいけないのか、この辺がちょっといまいち分かりません。

それと、5年以上の放課後児童健全事業に従事した者で中卒でもかまわないということですけども、指導員の資格というのは、放課後教室のボランティアに似たような仕事とは違って、児童福祉法の中でもしっかりした基準が設けられておりますので、今だともう子どもを見るだけで手いっぱい人が足りないとか、その場その場で見てると思うんですけども、やはり本来の学童保育というのは、計画を作ったり行事を考えたり、連絡帳を作ったりとかそういうふうなことをするのが、放課後児童プランの基準についてもその他の参酌する基準の中にいろいろ書かれてますが、どうしてこのように八峰町の場合はランクを下げなくてはいけないのか、どうしてこのようなことを設けたのか、もう一度お聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まず2点質問があったと思われませんが、まず1点目のですね旧改正文の前の（4）番につきましては、実際、教職員の方で免許を持っている方がいらっしゃいます。で、今は教職員の方は定期的に免許の更新をしなければ駄目だということが義務づけられておりますので、そういったことがあるわけではありますが、この前の条例文でいきますと、教職員の免許を持っていなければ支援員になることができないのかどうかというような疑念が疑われまして、国の方ではそれを回避するために、結局、新しい教職員免許法にあるとおり、教職員の免許を更新していなくても支援員となることができるという部分を明確にするための今回の規定であります。それをちょっとご理解いただきたいと思います。

あと、（10）番の条例の追加の部分に関してのご質問だとは思いますが、2番目につきましてはですね。この件に関しましては、なかなかその支援員になる方がいらっしゃ

らないと。まあ地方でもそうですし、都会の方ではなおさらそうなんです、そういった事情がありまして、高卒、今までは高卒以上の学歴がなければ支援員となることができないう部分があったわけですが、それをもっと幅を広げて、中卒者であっても実際学童保育のですね補助員として5年間従事していただければ、県の研修を受けた後に支援員となることができると、そのように支援員を確保するための幅を広げたという部分でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それでもう1点なんです、先ほど見上議員がおっしゃった参酌するっていう部分ありますが、このお話はですね今現在国の方で進められておる内容でありまして、まだはつきり国の方で省令が改正されたわけでないので、その改正後にはですね町の方でも考えていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 現在の放課後児童クラブの条例によりますと、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員は放課後児童支援員を行う支援にあたってというふうなことが書かれてますけれども、この補助員が結局5年の経験があれば、町長が認めれば指導員になれるということになるんですね。で、指導員の数、でもこの条項はまだ生きてますので、これは改正されてませんので、この条項が生きてるのであれば、指導員というのはやはりしっかりした資格を持っていてはいけない。そのほかに2人以上とする場合は補助員を設けるということになってますけれども、これがこのまま生きていくとすれば、支援員はあくまでもやはりしっかりした資格を持っていかなくちゃいけないということになりますよね。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） 今の見上議員のご質問にお答ひします。

現在、今お話にあったとおり、今の国の省令に基づいて今の町の条例も作成しておるわけでありまして、一つの学童の単位として40人までに関しては支援員を2名置いてくださいよという条例でありますので、それに関しては、支援員は1名プラス補助員でもいいですし、支援員2名であってもよろしいわけでありまして。実際当町の場合ですと、支援員で4名、峰浜地区は5名ですね、八森地区6名の支援員がおるわけでありまして。で、この10番の追加項目に関しましては、先ほども申しましたが、今までは高卒以上の学歴でなければ支援員及び補助員になることができなかつたわけですので、それを幅広

くした。中卒であってもそういった経験があれば、町長の判断によって支援員になることができるということでもあります。で、実際、今現在も町の学童には補助員という方もいらっしゃいます。補助員の方は、ある程度の経験を積んでもらって、県の養成の研修がありますので、それを受けていただいてその後に支援員になっていただいているというような状況であります。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対の討論をします。

やはり学童保育というのはちょっと軽視されてるのではないかなという、ちょっと危惧をいたします。放課後児童教室とは違って学童保育というのは、児童福祉法の中でしっかりしたものが定められております。これが中卒っていえば本当に申し訳ない、学歴のことを言って申し訳ないんですけども、やはり専門性を持った人が従事して、補助員は補助員として今までどおり必要だと思うんですが、この人たちが指導員になることによって、やっぱりいろんな書類を書いたりとか連絡帳書いたりとか計画を立てたりとか、いろんな業務があるわけですけども、これが拡大解釈して補助者の方が指導員になって学童のレベルを引き下げていくようなことにならないかと心配しますので、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私は賛成の討論を参加させていただきたいと思います。

今現在、放課後児童クラブ、大変好評を得てやっておるわけでございますし、今までも何ら支障なくやってきたわけでありまして、たまたま今回こういった法律が改正されてきてこのような状況になったに鑑みまして、幅広く放課後児童クラブに参加できる職員の方々を増やしたいというような意図は十分理解できますし、ここに新しく盛られました5年以上の経験を有した方であれば、にわかに免許持ってる職員よりもむしろ現場に即した対応ができるんじゃないかというぐあいに私は考えます。これからもより充実した放課後児童育成事業を推進していくとすれば、こういった方々の協力も絶対的に必要だろうというぐあいに思います。まして、人材不足が言われてるさなかでございます

んで、これからもやはりこういった方々を大切にしながらこういった事業に充ててやっ
ていくのが賢明だろうというようなことを考えますので、本案には賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起
立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決され
ました。

日程第10、議案第91号、秋田県市町村総合事務組合規約の一都変更についてを議題と
します。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第91号について説明をさせていただきます。

議案第91号、秋田県市町村総合事務組合規約の一都変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町
村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、その他規定の整備を行い、秋
田県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更するものであります。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。大仙美郷環境事業組合が平成31年3月31日に解散することに
伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行
うため、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、同組合規約の
変更に関する関係地方団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議
決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約です。

主な内容ですけれども、提案理由にありますように、大仙美郷環境事業組合が行う大
仙市及び美郷町のごみ処理とし尿処理が仙北市を含む大曲仙北広域市町村圏組合に一本
化されるため、大仙美郷環境事業組合を削る規約の変更となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可
決されました。

日程第11、議案第92号、能代山本広域市町村圏組合規約の一都変更についてを議題と
します。

当局の説明を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） 議案第92号についてご説明させていただきます。

議案第92号、能代山本広域市町村圏組合規約の一都変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町協議の上、能代山本広域市町村圏
規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございますが、能代山本広域市町村圏組合が新たに整備する粗大ごみ処理
施設において、藤里町から排出される破砕系ごみの処理を受け入れようとすることに伴
う能代山本広域市町村圏組合規約の変更に関する関係市町の協議について、地方自治法
第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

能代山本広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約の改め文でございます。

組合規約第3条は、組合が共同処理する事務の種類について規定しており、第10号は、
粗大ごみ処理施設の設置及び維持管理並びに運営に関すること（藤里町に係るものを除
く。）と規定しております。藤里町から排出される破砕系ごみの処理を受け入れ可能と

するために、括弧書き部分を削る内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可
決されました。

日程第12、議案第93号、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を議題としま
す。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、平成30年度八峰町の一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度八峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,566万3,000円を追加し、総額を61
億6,775万9,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の追加及び変更につきましては、第2表、債務負担行為補正に
記載しております。

4ページをお開きください。

追加につきましては、本年5月の地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計
年度任用職員制度が創設され、現在の臨時的任用職員の取り扱いが変更されます。改正
法の施行日は平成32年4月1日とされており、関係条例、規則の改正を確実にを行うため、
今年度中に法令執務に精通しました業者へ業務委託するための225万円の追加補正でござ
います。

変更につきましては、当初予算で設定した平成30年度に借り上げるおためし暮らし用

住宅借上料につきましては、契約時期を平成30年10月と見込んでおりましたが、11月にずれ込んだため将来負担額に変更が生じ、5万円を追加補正するものでございます。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。私の説明後に、3款民生費2項2目子ども園費と10款教育費につきましては教育長から説明させていただきますので、ご了承願います。

今回の補正予算では、職員給与費につきましても予算補正を行っております。給与関係予算につきましては、一般会計とこの後議案提出される特別会計と合わせて1,054万5,000円の増額となっており、主な内容は、秋田県人事委員会の勧告に準拠した給与改定による給料表の改定及び12月支給分の勤勉手当の引き上げによる増額並びに給与改定に伴う共済費の増額となっております。個々の説明は省略させていただきます。

8・9ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明申し上げます。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金につきましては、平成31年度に支給開始が予定されている年金生活者支援給付金事業に係るシステム改修費補助金14万5,000円の追加補正でございます。

15款県支出金2項県補助金2目総務費国庫補助金につきましては、平成29年10月から平成30年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金、合わせて153万円の追加補正でございます。

なお、細節1の生活バス路線等維持費補助金は岩館線に対するもので、補助率は対象経費の6分の1、2のマイタウンバス費補助金は大久保岱線に対するもので、補助率は対象経費の4分の1でございます。

17款寄附金1項寄附金3項基金費寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が本年10月末時点で前年同期と比較し36.5%増となっており、最終実績も600万円増の4,600万円となる見込みとなったための、ふるさと八峰応援基金寄附金600万円の追加補正でございます。

18款繰入金2項基金繰入金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の追加補正に伴う返礼品及び事務費に充当するための、ふるさと八峰応援基金繰入金364万9,000円の追加補正でございます。

10・11ページをお開きください。

19款繰越金1項繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正3,396万4,000円でございます。

20款諸収入5項雑入3目返還金につきましては、細節の8、農業次世代人材投資事業費補助金につきまして、夫婦で交付申請していた対象者2組が共同で農業法人を設立したことにより、個人申請に変更となったために生じる返還金30万3,000円の追加補正でございます。13、農地利用集積緊急対策交付金につきましては、対象となっていた農地について、利用権の設定が農業法人と所有者双方の合意により解約されたために生じる返還金7万2,000円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

なお、先に申し上げたとおり、今回の給与改定に伴う補正につきましては説明を省利益させていただきます。

14・15ページをお開き願います。

2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費6目企画費19節負担金補助及び交付金につきましては、平成29年10月から平成30年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金、合わせて961万4,000円の追加補正でございます。

なお、生活バス路線等維持費補助金の対象路線は岩館線で、マイタウンバス費補助金の対象路線は大久保岱線でございます。

7目電子計算費19節負担金補助及び交付金につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました年金生活者支援給付金事業に係るシステム改修費のほか、秋田県町村電算システム共同事業組合が実施する制度改正に対応するための税システム及び障がい者自立支援給付支払システムに対するシステム改修費の町負担金分234万7,000円の追加補正でございます。13目ふるさと納税管理費につきましては、寄附金実績見込みの増に伴うクレジットカード決済手数料6万5,000円と、JTB西日本に委託しているふるさと納税一括代行業務委託料358万4,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

18・19ページをお願いします。

1項社会福祉費8目高齢者コミュニティセンター管理費11節需用費につきましては、燃料費の高騰に伴う追加補正15万3,000円、それから配管の漏水及び濾過ポンプ等の装置の修繕料60万円の追加補正でございます。

20・21ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金につきましては、1組の親子が母子生活支援施設に入所したための措置費140万5,000円の追加補正でございます。次の2目、それからこれは教育長の方にご説明願いますので、7款の方へ飛びます。

7款商工費についてご説明いたします。

24・25ページをお開きください。

1項商工費7目温泉管理費11節需用費につきましては、新源泉の供給開始により、温泉の泉質を管理するための薬品使用料が当初の見込みを上回ったことによる42万円の追加補正と、同じく新源泉の供給開始により温泉ポンプ等の設備が増えるため、電気料金の増加を見込んでおりましたが、見込額を下回ったことによる42万円の減額補正でございます。

次の10款は教育長のご説明になりますので、11款の方に飛びます。

災害復旧費についてご説明いたします。

36・37ページをお願いします。

2項公共土木施設災害復旧費につきましては、去る5月18日の豪雨により発生した夏井沢川の災害箇所2か所分の災害復旧工事費1,620万円の追加補正でございます。

なお、工事は、渇水期である冬期施工が適切と判断し、平成31年1月に発注し、年度内の完成を予定しております。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国庫支出金返納金のうち、細節10の子ども・子育て支援交付金及び13の施設型給付費負担金につきましては、平成29年度交付金分の給付実績精算による返納金でございます。前後しますけれども、細節12の農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、夫婦で交付申請していた対象者2組が共同で農業法人を設立したことにより、個人申請に変更となったために生じる県補助金の返納金でございます。細節16の行旅死亡人取扱費負担金につきましては、平成29年7月に取り扱った行旅死亡人について、平成30年5月に身元が判明し、遺族から取扱費用が返還されたことに伴う県負担金の返納金でございます。17の農地利用集積緊急対策交付金につきましては、対象となっていた農地について、利用権の設定が農業法人と所有者双方の合意により解約されたために生じる県補助金の返納金でございます。

これらの返納金の合計は、合わせて79万5,000円で、補加補正するものでございます。

3項基金費8目ふるさと八峰応援基金費25節積立金につきましては、歳入でもご説明したとおり、ふるさと納税寄附金の増加見込額600万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

先にお話ししましたとおり、教育委員会に関する補正に関しましては教育長から説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 千葉良一君） それでは、私の方から教育委員会関係分について説明いたします。

戻って20・21ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費7節賃金についてです。臨時保育士の賃金を当初11名を見越しておりましたが、現況として10名程度にしておりますので、1名分200万円の減額補正であります。次の日々雇用者賃金は、出張、有給休暇などの保育士の代替、途中入所の0・2歳児の対応などの際の日々雇用の保育士さんの賃金100万円の増額補正で、合わせて100万円の減額補正であります。11節需用費についてです。沢目子ども園、埴川子ども園の燃料費の原油価格高騰に伴う30万7,000円の増額補正であります。

飛んで30・31ページをご覧ください。

10款教育費2項小学校費1目峰浜小学校費11節需用費についてです。燃料費の原油価格高騰に伴う37万6,000円の増額補正であります。同じく2目八森小学校費11節の需用費も、燃料費の原油価格高騰に伴う39万9,000円の増額補正であります。3項中学校費1目八峰中学校費11節需用費についてです。燃料費の原油価格高騰に伴う39万2,000円の増額補正、光熱水費は、電気基本料と使用料の増額に伴う30万2,000円の増額補正、そして、平成31年度から使用する道徳教科書の教師用指導書を購入するための指導用消耗品費29万3,000円の増額補正、合わせて98万7,000円の増額補正であります。

32・33ページをご覧ください。

4項幼稚園費2目認定こども園費7節賃金についてです。当初、臨時保育士10名を見越していましたが、正職員への採用などにより4月から8名、7月から7名で運営しておりますので、600万円の減額補正であります。11節需用費は、燃料費の原油価格高騰に伴う11万6,000円の増額補正であります。15節工事請負費についてです。八森子ども園の外壁工事が当初見積もり時より、入札前再精査した結果、設計額が下がったため、316

万7,000円の減額補正であります。

34・35ページをお開きください。

5項社会教育費4目峰浜文化交流施設管理費11節の需用費についてです。これも燃料費の原油価格高騰に伴う48万3,000円の増額補正であります。同じく5目八森文化交流施設管理費の11節需用費も、燃料費の原油価格高騰に伴う42万9,000円の増額補正であります。6目秋田県自然体験活動センター管理費については、人件費ですので割愛いたしません。

6項保健体育費2目学校給食共同調理場運営費11節需用費についてです。消耗品が当初予算で前年より低く設定していたため、不足分の39万1,000円の増額補正。燃料費は、やはり原油価格高騰に伴う29万7,000円の増額補正。賄材料費は、町内の業者をできるだけ利用しておりますけども、食材の値上がり、それから、食育により中学生が作成した献立を提供するなどによって割高になったことなどによる不足分75万円の増額補正、合わせて143万8,000円の増額補正であります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 21ページの3款1目19節の母子生活支援施設措置費負担金、これももう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまのご質問にお答えいたします。

詳しくと言いましても、かなり非公表な部分がありますので、まずDVとですね虐待があつてその家族がある施設の方に入所したということ以外は、公表できません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かあるんですけど、一つ一ついきたいと思ひます。

9ページと、それから16ページの方と県の補助金と支出の方と出てるんですけども、生活路線維持費補助金のところでちょっと状況を聞きたいと思ひます。大久保線がバスを見てもやはり少ないなっていう感じがします。それで、岩館線は結構乗ってるんですが、岩館線の利用してる人たちは割引券がすごい助かっていると。1か月定期買ったり、それからいろんな意味でいろんな割引制度があるんですけども、それをうまく使えば

大変これは便利だというふうなことがあるんですけども、この大久保岱の方の人たちの利用状況というか、それと今現在の周知の仕方とか、その辺をちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

大久保岱線でございますが、今回、平成30年度の補助金申請につきまして、秋北タクシーの方から書類の提出があった際に状況をお聞きしましたが、やはり乗車の状況は先ほど議員ご指摘のとおりあまりよくないと。最低の時は、乗車されてから降りられるまで乗客が1人しかいなかったということもあったというふうに聞いております。

なお、周知に関しましては、パンフレットにつきまして、役場の窓口、それからバスステーションの方に置いておりますし、広報につきましても、特に今年度、免許返納者に対する新しい助成が秋北バスの方でありましたので、その辺の周知も含めて次の広報に掲載予定でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） やはり周知がすごい遅れてると思います。利用してる人は利用してる人たちのバスの中で、こういうふうにご利用できるから助かるとかというふうな会話ができるんですけども、やはり利用してないところはそういうふうな会話も出てこないし、この周知が非常に足りないのだなと思っております。

大久保岱線の方ですけども、今、虹の家と岩子小学校跡地を非常に有効活用してます。それと、芹田さんの方でもキノコで大変利用というか人口というか、あそこを走りますと車が本当に頻繁なんです、車が。あの曲がりくねったところを、本当に大久保岱の方に利用する車と岩子の方に利用する車、こんなに車があるのにどうしてバスを利用しないのかなっていう気もしますし、別にあそこが寂れてるところではないと思いますので、この辺の利用の仕方をやはり工夫した方がいいのではないかと私は思いますので、もう一度、町長の考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） バスの利用者を拡大したい、こういう形ができればいろんな交通弱者の方々の利便性の向上にも繋がるので、そうしたいんですけれども、現実問題として、やっぱり私もよくバス見るんですけど、乗る方々が本当に少ないです。で、

そこの部分をいわゆる割引券等のPRで増やす、これがあれば増えるかっていえば、そういうわけでもない。そういう部分があります。ただ、議員言われることは分かりますので、このバスの割引券のPR部分につきましては、これは今まで以上にしっかりと周知徹底したいと思います。ただ本当に、乗る方々が本当に少ないというのはそういう現実でありますので、その辺は何らかの形で新しい仕組みなりを作っていかなきゃいけないというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 答弁はいりませんが、バス路線は本当に有効活用すると町の財政には本当に響かない、これが一番の有効手段だと思うんですね。いろんな、小さい子から高齢者まで、これは活用できるようなやっぱり創意工夫というものを考えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 給食の内容についてちょっとお尋ねいたします。

材料費なんか不足してるようでございますが、給食も年々こう様変わりしてくるかと思えます。今、町の方でいろいろな補助をしながら父兄負担を軽減されておるようでございますが、これはそのしわ寄せというような感じで受け止められがちですが、いかがでしょうか。教育長どうですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

給食の賄い費に関してですけれども、地場産のものを活用したいというふうな調理員の要望、特に子どもたちにやっぱり地場産のものを食べさせてくれるという、この八峰町のすごくいい給食やっております。そうしますと、どうしても賄い料がどうしても上がってしまいます。しわ寄せというよりも、本当は安い材料を使えば、例えば輸入品を使えばもっと安くはできると思うんですが、そここのところを町のを使ったり、あるいは食育の関係で生徒の作ったレシピで作ってみるとか、そういったことをいろいろこう工夫していますので、どうしても賄い費が上がらざるを得ない状態でこうなっていますので、そのところは今回増額したことについて認めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 給食に地場産のものを使っていただけることは、生産者におの

ずとその部分が返っていったるというようなことになるかと思えますので、多少負担かかるかもしれませんが、そういったものはこの後もどしどし利用しながら、あるいはまた児童生徒の体力、あるいはまたメーンの選択などですね、いろいろ工夫を凝らした立派な給食を子どもさん方に提供してやっていただきたいというぐあいに思います。答弁はいいません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 21ページの子ども園費のことで伺います。

教育長の方から説明ありましたけれども、賃金、保育士が11名から10名に変わったってことで200万円減になってますけども、どうして減に、この資格持ってる人が途中で辞めるということになると本当にもったいない話で、有資格者が退職せざるを得なかった、こういうふうなことなんでしょうか。今、この資格者を求めるのに四苦八苦してると思うんですけれども、長期の臨時雇用の方なのかどうなのか、長期の臨時雇用であるならば、やはり待遇改善とか、1年間の更新でその都度その都度公募して確保してるはずなんですけれども、保育士が途中で保育を捨てていくということのはのっぴきならない何か事情があったと思うんですけれども、その辺説明できる分だけお願いしたいのと、長期の臨時雇用であつたらやっぱり待遇改善とかそういうことも考えなくてはいけないのではないかということの考え方についてもお知らせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

ただいまの賃金の部分に関しましてはですね、やはり当初でどれだけ子どもさんが入所する、特に0歳児のお子さんなんか途中で入所するケースもあるわけでありまして。そうした場合に3人まで1人の保育士ということで、その必要な部分を確保する必要があります、保育士さんを。その関係で予算は多少多めにとっておるのが現実でございます。そして、いろいろこう事業を進めて保育業務を進めていく中で、そういった当初11名を予定してたんですが、11名採用せずに10名の人数で業務を行うことができたということで、別に辞めたわけではなくて予算上1人分を減にしたということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より会議を再開いたします。

午後 0時08分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長(門脇直樹君) 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、議案第94号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第94号についてご説明いたします。

平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

平成30年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,551万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,066万円とするものであります。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6・7ページをご覧ください。

歳入です。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分384万5,000円の増であります。3款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金1節現年度分調整交付金208万5,000円の増であります。2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)1節現年度分280万8,000円の増であります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費負担金1節現年度分684万

2,000円の増であります。2目地域支援事業支援交付金1節現年度分379万円の増であります。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金1節現年度分430万9,000円の増であります。

次のページをご覧ください。

5款県支出金2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1節現年度分175万5,000円の増であります。

続きまして、歳出です。

10ページ・11ページをご覧ください。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費負担金1,110万円の増です。5目施設介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金、施設介護サービス給付費負担金1,337万4,000円の増です。9目居宅介護サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費負担金41万4,000円の増であります。今の2款1項につきましては、介護度1以上のサービス給付費となります。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費3目地域密着型介護予防サービス給付費19節負担金補助及び交付金、地域密着型介護予防サービス給付費負担金45万6,000円の増であります。

5款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費19節負担金補助及び交付金、予防訪問介護事業費負担金、これはヘルパーですが、115万円の増です。それから、介護予防通所介護事業費負担金、これはデイサービスですが、1,090万円の増であります。

12ページ・13ページをご覧ください。

5款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費2目介護予防ケアマネジメント事業費19節負担金補助及び交付金、介護予防ケアマネジメント業務負担金190万円の増であります。

2款の2項、それから5款の1項については、要支援の方々のサービスになります。

5款地域支援事業費4項その他諸費1目診査支払手数料12節役務費、手数料9万円の増であります。

8款予備費1項予備費1目予備費1,386万9,000円の減であります。これは歳入歳出調

整のための減であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時07分 休 憩

.....

午後 1時07分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

○福祉保健課長（堀江広智君） 失礼いたしました。

ただいまの指摘にございましたけれども、歳出の2款1項1目の居宅介護サービス給付費であります。要介護3・4の方の介護サービスの給付の増に伴う追加であります。以上のように、5目の施設介護サービス給付費、これも介護度1以上の方のサービスの給付が増えたためであります。それから、その下の9目の居宅介護サービス計画給付費負担金は、そのサービスを受けるための計画を作成するための給付費であります。で、先ほども言いましたけれども、この2款1項については、介護1以上のサービスの給付費が増えたためということになります。それから、2款2項3目の地域密着型介護予防サービス給付費については、要介護、これはグループホームですね、グループホームの利用者が増えたため、これも増となっております。それから、5款1項の介護予防・生活支援サービス事業費であります。これは要支援の方のヘルパー、デイサービスの給付費の増ということが増えております。それから、その次の5款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業の負担金であります。これも要支援の方々のサービスの増に伴うものであります。

以上のように、まずサービス給付が増えたということ、その裏には、認定者ですね、認定者が、介護の認定者が増えているという現状があります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今詳しく説明をいただきましたけれども、これは全部増になったというふうな報告ですけれども、例年と比較してどうなのか。特別増えてるのか、増え方がどういうふうに移りしているのか、そこら辺と、それから、待機者がどのくらいいるのか分かったらお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

まず、この内容、先ほども言いましたけども、認定者がですね3月末から8月の末で比較しましても約20人くらい増えているという現状があります。それで、介護4・5の方が増えているということでもありますので、やはりその点で給付費が増えているのではないかというふうに推測されます。

また、待機者については、ちょっとこちらの方では、待機者といいますと特別養護老人ホームの待機者でしょうか。については、先月審査会の方に出てますけども、多いというほどではないです。ただ、名簿の方には二、三十人の名前は載ってますが、それについて、施設の特養のですね嘱託医の方、先生がいろいろ判断するそうなので、名簿の方には二、三十名の名前はついてますけども、実際に空いたからすぐ入れる方が何名いるかというのはちょっと分かりません。ただ、現在、ショートステイも含めて満床だという話は聞いております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第95号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第95号をご説明いたします。

平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,943万8,000円とする。

継続費の補正です。第2条、継続費の変更は、第2表、継続補正によるものであります。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正。1、変更。1款管理費1項総務管理費、事業名、公営企業会計適用事業。補正前の総額5,460万6,000円に対し、補正後の総額6,384万円であります。内訳としましては、年度別で分かれています。平成29・30年度は変わりなしで、平成31年度のみ、補正前2,565万円に対して補正後3,488万4,000円で、923万4,000円の増額であります。これについては、当初、公営企業会計へ移行するための会計システムの導入でありますけれども、これは秋田県町村電算システム共同事業組合のこのパッケージの中に参加する予定でありました。しかし、平成32年4月に会計を移行するにあたって、それまでのスケジュールを検討した結果、大変厳しいということが1点、それから、導入費用に対しての価格が比較したところ、共同電算へ参加した場合の負担金が約1,200万円、これは全て一般財源となります。で、単独で導入した場合は約800万円ちょっとで、約400万円ほどの差があるということに加えて、単独で導入した場合には公営企業会計適用債という起債を充当できまして、交付税の措置もあるというふうな利点を総合的に判断して、今回、平成31年度にこの単独で電算システムを導入することについての予算を計上したものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書で歳入歳出をご説明いたします。

7ページ・8ページをお願いいたします。

歳入です。4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として16万円の追加補正であります。これは歳出の追加補正に伴う財源補填によるものであります。

9ページ・10ページをお願いいたします。

歳出です。1款管理費1項総務管理費1目一般管理費、ここについては給与改定に伴う人件費の追加補正であります。

以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 職員数も変わらない、給料も変わってないのに勤勉手当だけが上がってるっていうのはどういう理由なのか、説明願いたい。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

今回の人事院勧告で給料が349円、0.09%の増、あと、勤勉手当については0.1か月増ということで、この簡易水道の職員として給料を支払っている方に支給する勤勉手当が12万7,000円増額すると。ただ、期末手当については、給料が200円とか300円とかしか上がってないので、その変更額については1,000円以下であるために1,000円、あと、7,000円については、0.09%上がった分の差額分の支給ということになります。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） そうすると、給料も4月1日から遡って上がるわけでも、それはそれを全部含めても7,000円しか上がらないということで理解して、分かりました。

○議長（門脇直樹君） 答弁はよろしいですか。

○2番（山本優人君） いりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第96号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第96号をご説明いたします。

平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ3億1,547万3,000円とするものです。

継続費の補正です。第2条、継続費の変更は、第2表、継続補正によるものであります。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正。1、変更。1款管理費1項総務管理費、事業名、公営企業会計適用事業。補正前の総額3,593万1,000円に対し、補正後の総額4,071万円です。内訳としまして、3か年の事業で、平成29・30年度は変わりありませんが、平成31年度の継続費について、補正前の2,141万5,000円に対し補正後2,619万4,000円で、477万9,000円の増額であります。この増額分に関しましては、先ほどお話ししましたように公営企業会計へ移行するためのシステムを導入する分で、これは簡易水道とは別の形でシステム内容が違いますので、さらにこの分を下水道で賄うということであります。

次に、7ページ・8ページをお願いいたします。

歳入です。5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金です。歳出の追加補正に伴う財源補填によるものであります。

9ページ・10ページをお願いいたします。

歳出。1款事業費1項総務費1目一般管理費、ここの部分については、給与改定に伴う人件費の補正分でありますので省略いたします。

次に、1款事業費2項施設管理費1目八森地区施設管理費であります。需用費、光熱水費として137万5,000円。同じく沢目処理区の施設管理費の需用費として、光熱水費33万7,000円の追加であります。これについては、どちらの施設についても処理場の浄化

機能を維持するために、これまでより汚泥の処分を増やしたということです。これに伴って汚泥を搬出する際の脱水処理を行わなければいけないので、それに係る機械の電気料、これが増加したため額がかさんでおります。今後3月まで見込まれる電気代を試算したところそれぞれの金額になりましたので、その分の追加補正をお願いするものでございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第97号、平成30年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第97号をご説明いたします。

平成30年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）

平成30年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,311万3,000円とするものであります。

平成30年12月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6 ページ・7 ページをご覧ください。

歳入であります。1 款診療収入 1 項外来収入 1 目医療診療報酬収入 1 節医療診療報酬

収入の25万円の増であります。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節前年度繰越金13万9,000円の増であります。歳入歳出の調整のためであります。

8 ページ・9 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款総務費 1 項施設管理費 1 目医科一般管理費 2 節給料、一般職給料3,000円の増。3 節職員手当等勤勉手当 9 万1,000円の増。4 節共済費、共済組合負担金 4 万5,000円の増であります。これらは給与改定による職員 2 名のためのものであります。

2 款医業費 1 項医業費 1 目医科医業費11需用費、医薬材料費25万円の増であります。これは骨粗鬆症の患者の増のため、患者の注射液の増であります。骨粗鬆症の患者は3種類の注射があるということでありまして、半年に1回打つ2万8,000円、月1回打ちます5,000円、週1回打ちます1万円等、3種類の薬があるそうであります。で、そのような状況から、この注射液を25万円の増で対応するということであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第17、陳情第7号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18、陳情第8号、「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19、陳情第9号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20、陳情第10号、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21、陳情第11号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 1時33分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人

平成30年12月14日（金曜日）

議 事 日 程 第 2 号

平成30年12月14日（金曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 陳情第 7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情について

第 4 陳情第 8号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情について

第 5 陳情第 9号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書について

第 6 陳情第10号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書について

第 7 陳情第11号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書について

追加日程第1 発議第 9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書提出について

追加日程第2 発議第10号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書提出について

追加日程第3 発議第11号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書提出について

追加日程第4 発議第12号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書提出について

追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

追加日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 水 木 壽 保

2番 山 本 優 人

3番 奈 良 聡 子

4番	腰山良悦	5番	須藤正人	6番	芹田正嗣
7番	見上政子	8番	菊地 薫	9番	笠原吉範
10番	芦崎達美	11番	皆川鉄也	12番	門脇直樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	森田 新一郎	副 町 長	日 沼 一 之
教 育 長	川 尻 茂 樹	総 務 課 長	佐々木 高
税務会計課長	今 井 利 宏	企画財政課長	和 平 勇 人
福祉保健課長	堀 江 広 智	教 育 次 長	藤 田 吉 孝
産業振興課長	成 田 拓 也	農林振興課長	浅 田 善 孝
建 設 課 長	石 嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿 部 克 之
学校教育課長	山 本 節 雄	生涯学習課長	米 森 伴 宗
学校給食センター所長	田 村 高 夫	あきた白神体験センター所長	佐 藤 博 孝
建設課副課長	内 山 直 光	教育課副課長	山 内 章
沢目子ども園長	川 尻 悦 子	八森子ども園長	大 坂 江利子

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木正志	書 記	吉元和歌子
--------	------	-----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

傍聴席の皆さん、だいぶ早い時間から待機していただき、ありがとうございます。早く来た分、早く帰らないように、今日じっくり一般質問を聞いていってください。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様におかれましては、朝早くから寒い中、大変ご苦労さまでございます。

議席番号9番笠原吉範です。通告に従いまして、本日は2問、一般質問をさせていただきます。

1問目は、特産品販路拡大事業についてであります。

町では毎年、首都圏で「八峰白神特産品フェア」や「町イチ！村イチ！」などのイベントを企画または参加をしております。両イベントに要した費用は、平成29年度決算説明書によると、報償費、ふるさと会サポーターが28万2,680円、旅費が「八峰白神特産品フェア」で53万9,240円、「町イチ！村イチ！」で16万8,960円、役務費、特産品フェアチラシ折込・ごみ処理で19万8,700円、使用料及び賃借料、会場使用料で50万5,756円、合計で169万4,706円となっております。これだけ多額の費用を投じて、「八峰白神特産品フェア」は毎年、「町イチ！村イチ！」は隔年開催されています。その目的は、事業者の販路拡大や観光、ふるさと納税等のPRにあります。事業費に見合うだけの効果があるのか、甚だ疑問に思います。費用対効果を含め検証し、見直す必要があると思いますが、町長の考えをお尋ねします。

2問目は、ひきこもりの方の就労支援についてであります。

内閣府が2016年9月に公表した15歳から39歳対象のひきこもり調査によると、全国で推計54万人に上りました。期間は7年以上が34.7%と最多であります。ひきこもりの長期化・高齢化が深刻となる中、40歳から59歳を対象にした実態調査を始めたところでもあります。ひきこもりが長期化すると、親の年金を頼りにしていた本人が親亡き後に困窮することが懸念されております。こうした例は、80代の親と50代の子を意味する8050問題と呼ばれるほどの社会問題となっております。

平成26年度6月定例会一般質問において、町内のひきこもりの方の人数を尋ねたところ、若年層のひきこもりの方は52人との回答をいただきました。

①として、現在町が把握している、ひきこもりの方の人数と年齢構成をお尋ねします。

また、少子高齢化が進む中、移住・定住対策ももちろん大事ですが、こうしたひきこもり状態にある方に手を差し伸べ、働く場や居場所をつくり、社会参加を促すことも町の活性化には不可欠であると考えます。

現在、県が実施している「職親制度」は、ひきこもりの方を受け入れて支援する事業

所に協力金が支払われるという制度です。町でも、職親制度により、ひきこもり状態を脱した例があると聞きましたが、またその逆のケースもありました。個人情報なので詳しい説明は避けますが、町の事業者の協力でひきこもり状態を脱しつつあった方に、県の担当者が直接コンタクトをとり職親制度を進めたことにより、再度ひきこもり状態になった例があります。ひきこもりの方の支援には特効薬がないとも言われ、きっかけや家庭状況でそれぞれ異なります。その支援には、県の担当者ではなく、本人や家族の状況をより知る町の担当者があたるべきと考えます。県に職親制度の対象者並びに職親の決定権の権限移譲を求めるか、町独自の制度を設ける必要があると考えますが、町長の考えをお尋ねします。

以上2問、よろしくお願ひいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。傍聴席の皆さんには、朝早くから、また大変お寒い中、多数ご出席いただきまして本当にありがとうございました。

それでは、笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、通告があった特産品販売拡大事業に絞った形で答弁させていただきます。

はじめに、特産品販路拡大事業についてであります。「八峰白神特産品フェア」と題した首都圏特産品フェアは、平成26年度から今年度まで、5年間において通算8回開催しております。開催場所は、東京都品川区の武蔵小山商店街が3回、東京都杉並区の阿佐ヶ谷商店街が3回、横浜市の弘明寺商店街が2回という内訳となっており、それぞれの開催では、3日から4日の営業を行っております。この特産品フェアでは、ハタハタ鰯や峰浜特産の梨、エゴマみそ、しいたけ、アワビの燻製など、町の特産品の販売を通じて、町の観光資源や各種商品のPRを行いながら、八峰町の認知度向上を目指すとともに、町の特産品の試食を通じてお客様の反応を直接見ることができる、アンテナショップの機能も期待しております。

売上額については、各回で20万円台から50万円台まで幅があり、経費については、担当職員の旅費、お手伝いいただく関東ふるさと会員への報償費、新聞折込チラシの印刷費、冷蔵庫等備品類のレンタル料、販売する町の特産品の送料などで、各回で80万円台から140万円台となっております。

これまでの8回の開催について検証してみますと、この特産品フェアは百貨店などの

バイヤーとの商談会でないため、直接商品の取引に繋がるなどの実績づくりが難しいこと、また、観光への効果については、八峰町の魅力を伝えるたくさんの写真やポスター等により一定のPR効果はあるものの、直接観光に結びついているかどうかの判断が難しいこと、さらには、経費が売上額を大幅に上回っていることなどのマイナス面の評価が大きくなっている状況にあると考えます。

したがって、この特産品フェアについては、当初の目的はある程度達成されたものと考えますので、事業の見直しが必要であると考えております。

次に、「ひきこもりの方の就労支援について」お答えいたします。

最初に「現在町が把握している、ひきこもりの方の人数・年齢構成は」についてですが、平成27年6月から7月にかけて、民生児童委員に協力をいただき、「ひきこもり」等の調査を実施しております。その調査によりますと、「ひきこもり」の方は17名、「未就労」の方は29名、「ひきこもりで未就労」の方は10名で、合計で56名となっております。年齢構成は、10代が3名、20代が14名、30代が10名、40代が9名、50代が11名、60代が2名、年齢がはっきりしない方が7名となっております。

次に、「県が実施している「職親制度」は、ひきこもりの方を受け入れて支援する事業所に協力金が支払われる制度だが、県の担当者がその家族や本人への理解不足のため、逆効果になったケースもある。県に対象者及び受け入れ職親の決定等の権限移譲を求めると、町独自の「職親制度」を設ける必要があると考えられるが、町長の考えは」についてですが、県では、平成28年度から「社会とのつながり支援（職親）事業」を実施しており、八峰町の相談窓口は山本地域振興局となっております。ひきこもり対策については、本人ではなく周りの人がひきこもりという判断をして取り組んでいる事業であり、本人への対応には十分な配慮をしなければならない、大変デリケートな事業であると考えます。

議員がご指摘のとおり、県の担当者が安易に本人に接したことにより、本人が自立しようとした気持ちに対して逆効果になったケースがあったとすれば、大変残念なことと思っております。

ご質問の「県に対象者及び受け入れ職親の決定等の権限移譲を求めるか」についてですが、権限移譲については、県が条例に基づき、知事等の権限に属する許認可等の事務を市町村へ移譲するものであり、本事業については権限移譲になじまない事務と考えております。

また、「町独自の職親制度を設ける必要があると考えられるが、町長の考えは」についてであります。職親制度については、現在県が事業を実施しておりますので、町独自の職親制度については、必要がないものと考えております。

なお、町においても、秋田市にある「あきた若者サポートステーション」の指導をいただきながら、未就労の方やひきこもりの方が集う場「かたくり」を毎月1回開催しており、今後ともこうした若者の就労や社会参加を促してまいります。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 1問目について、再質問をさせていただきます。

お伺いしたいんですが、この8回行われた特産品フェアですが、どの程度の広さの店舗で、そして1回につき何人ぐらいの職員が行って、事業主が何人参加して、そしてふるさと会のサポーターはその1日につき何人ぐらいお願いしたものでしょうか。お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 笠原議員さんの再質問にお答えします。

まず広さについてですけれども、各店舗によって若干異なりますけれども、40㎡程度となっております。

それから、参加した職員数につきましては、各回によって異なりますけれども、第1回につきましては、産業振興課から2人、農林振興課から1人、企画財政課から2人、おらほの館から2人、鈴木水産さんから1人、日本白神水産さんから1人、ふるさと会の方につきましては、第1回目は11人というのが一番最初にやった時の状況でございます。この時が一番最大の人数となっております。2回目以降は、町の職員は約、ほぼ2名から3名程度、民間の事業者さんのご参加は、産直ぶりこさん、それからおらほの館さん、それから八峰うましのメンバーの方、水木ストアさん、から1人から2人の参加をいただいております。

来客数につきましては、1日当たり、少ない時で1日1,000人、それから多い時で1回当たり2,000人ということで、若干幅はありますけれども、そういうような推計をしております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） まず人数についてですけれども、40㎡の店舗であれば、民間であれば3人いても暇な時は暇なぐらいの店舗の大きさだと私は考えます。それで、1,000人来客した、2,000人来客したと言っておりますけれども、この時売れた特産品がですね、あの時おいしかったからということで事業者の方にリピーターとして再度注文したというような例はあるのか。また、町の観光PRをして、観光誘致のためにパンフレットとかも配付したかと思うんですけれども、それが観光に繋がったのか。そういった検証はしっかり行われているのかお尋ねします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたように、いわゆるこの事業自体がバイヤーとなる百貨店とかそういう人方に対する事業でないこと、それから、観光PRはしているものの、実際にこの人たちが観光客として八峰町を訪れたかどうか、その辺の判断が非常に難しいことということで、私としてはマイナスの評価をしたところであります。

私自身、前の県庁の時代に、県の観光と特産展の担当を2年間したことがあります。こういう事業については、小さなまちが単独でやるというそういうことではなく、やっぱり県全体で、八峰町の中からは選び抜かれた特産品を選んで持って行って、そして集客も1,000人、2,000人じゃなくて、いわゆる何十万人というそういう、私の経験した当時は札幌のマルイ前とか新宿の小田急とか、それから名古屋の名鉄百貨店とか、そういう大手のデパートの宣伝力を使いながらやることによって、何十倍ものいわゆるお客さんが来てくれますので、そういうふうに行っていくことがこういう特産品の販売については効果が大きくなるというふうに考えておりますので、そういう意味で、こういう形の事業については、一定の効果を上げたというふうなことはあるんですが、実際は、この後は見直ししていかなければいけないなというふうなことで答弁させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） その効果があったかどうか検証は難しいという話ですが、私にすれば、ちょっと頭をひねれば簡単じゃないかなと思いますけれども、例えば、商店街に行くと、おいしかったから買ったよと。フェアを通じて買ったということになれば、一定の商品割引とかですね、フェアに行くと、八峰町良さそうだから来てみたよという方にはですね、ハタハタ館なり、町の宿泊費の割引をすとかですね、そういう形でいくらで

も検証はできると思うんですよ。頭を使ってないだけじゃないかなと思いますけども、それと、ひとつですね、やっぱりこういった首都圏へ物を売り込むということで、特産品フェアも結構なんですけども、私の調べたところで、鹿児島県の曾於市というところがあるんですけども、ここで、ふるさと納税の金額を一気に140%伸ばすという例がありましてですね、これはどういうことかといいますと、私もちょっと見てみたんですが、この曾於市のホームページからですねユーチューブにリンクできます。そのユーチューブで無料動画で何をやってるかという、キャンプ場ですね、キャンプ道具を持ち込みまして、その市の方たちが、大人とか子どもがですね、まちの特産品をバーベキューしたりですね、特産のお酒を飲んだりして楽しんでいるというそういう動画なんですけど、これがヒットしましてですね、140%ふるさと納税が増えたそうでございます。ですから、こういった特産品フェアにですね毎年100万円を超えるようなお金を使うのであれば、ちょっと頭をひねってですね、こういったやり方もあると。この真似をしろと言っているんじゃないんですけども、同じ金額をかけるのでもこういったやり方、ほかのところであまりやっていないやり方をしなければ、全国の人の目にも触れないしですね、直接、ふるさと納税とか観光を増やすということも難しいと思いますが、今一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 再質問にお答えいたします。

確かに議員ご指摘のように、この事業によって観光に結びついたかという部分については、今議員がおっしゃったような形でいけば把握可能であったかなと思います。実際、特産品の販売部分については、最初の頃はいくらかは問い合わせあったように話は聞いておりますので、その部分があるんですが、後半のふるさと納税の部分については、今年度の部分についてはやっぱり今までとやり方変えようというふうなそういう考え方で、ふるさと納税を担当する企画財政課の職員も一緒に行きまして、そのふるさと納税のPR、そしてふるさと納税にこちら八峰町で提供してるメニューを中心に持っていっておりますので、そういう部分の努力も重ねておりますけれども、私としては先ほど答弁いたしましたとおり、こういう販売部分についてはもっと大きなところで、いわゆる何十万人、何百万人来るようなそういう会場の中でPRしていくことが効果的だと思いますので、そういう意味で先ほど来答弁させていただいております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

- 9 番（笠原吉範君） 1 問目は終わります。
- 議長（門脇直樹君） 2 問目の再質問ありませんか。9 番笠原吉範君。
- 9 番（笠原吉範君） 続いて、2 問目のひきこもりの方の就労支援についてお尋ねいたします。

先ほど私の質問で言ったとおり、2016年9月に内閣府で全国レベルで調査をしておりますので、当然八峰町もその調査をしたと思います。その中でですね、ひきこもり状態にある方のレベルを1から4までレベル分けをしている項目があります。レベル4、自分が好きな場所に入出りできる。レベル3、コンビニ程度の外出ができる。レベル2、家から出ない。レベル1、部屋から出ない。この4つに分かれるそうですが、先ほど町長が答弁で述べた町のひきこもりの方のこのレベルについて、資料があったら教えていただきたいと思います。

- 議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 先ほど申しあげましたデータにつきましては、社会福祉協議会が民生児童委員の方々のご協力をいただきながら、こういう事業については、議員も十分ご承知のとおり大変デリケートな事業であります。本人がひきこもりなのかどうかっていう部分をさておきながら、周りがひきこもりでないかというふうなそういう形の部分で判断している事業でありますので、そういう意味で、各民生児童委員におかれましても、いわゆる直接その人のうちを訪問して細かくその人の情報を聞き出すとかそういうことではなくて、いわゆる自治会長さんとかそういう部分と相談して、あそこにこういう方がいるよというふうなそういう形の調査の数字でありますので、議員が今言われたレベル1からレベル4については、そこまでの部分は調査してないというのが私自身はそう思っています。担当課長の方が調査したかどうかは、今お答えしますが。

- 議長（門脇直樹君） 堀江福祉保健課長。
- 福祉保健課長（堀江広智君） 町長、今話されましたけども、うちの方でも、その国の調査のレベル分けのその調査について、私もちょっと把握しておりませんので、後ほど調べまして、あったら資料を提供したいと思います。すいません。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9 番笠原吉範君。
- 9 番（笠原吉範君） 次にですね、県の事業「社会とのつながり支援（職親）事業」、通称「職親事業」ですが、これはもちろん県がやってる全県的に展開してる事業なんですけど、我が八峰町ではですね4事業所がこれに登録をしております。株式会社みらいファー

ム、白鳥農園、ハッピーマッシュ株式会社、八峰町カミツレ組合ということですね、それでこの制度を利用しまして八峰町でもひきこもり状態を脱した方がいるというふうに聞いておりますし、これはこれですばらしい事業だなと思っております。ただですね、やっぱり先ほど来町長もおっしゃってるように非常にデリケートな問題でしてですね、県の事業だからといって、県の職員が直接こういった当事者と接したりすることがですね100%いいわけではないと思うわけです。そういう意味で、ちょっとこの職親制度について私が調べましたところ、秋田県と、あと京都府で職親制度がありました。あと、市町村単位でいきますと岩手県の広野町というところで、独自に職親制度をやっています。それで、その職親に登録している事業所を見るとですね、やっぱりこの広野町という町独自でやっているものですから、参加に手を挙げる事業所が大変多いわけです。で、県でやったのでは、今のところ八峰町で4事業所ですが、町独自のですねこういった制度を設けることによって、もっとこういった職親に手を挙げる事業所を増やすことができるのではないかとこのように考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 県としてやっている部分については、今議員がご質問になった部分で、ごくわずかのところなんですけど、ただ、私自身とすれば、全県の中で登録業者が59社ほどある中で、八峰町は4社でありますけれども、この部分を独自にやるとした場合に、いわゆるひきこもり者の部分についてのアプローチの仕方をまず考えていかなければいけないと思います。まだそこまで、今現在はそこまで、八峰町の社会福祉協議会の中でもそこまではいってない状況ですので、隣の藤里町では社協が中心になって何年も前からそういうふうな形で独自の仕組みを作ってやっておりますけれども、今、八峰町の部分でその独自の仕組みをやるというところまでは、まだいかないと思ってます。今現在は、まず県のこの事業を活用しながら、そしてまた、町独自でやっている月1回の「かたくり」の場、その部分への参加してくる方々を増やす取り組み、そういう部分から始めていかなければいけない事業だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） これで最後の質問にしたいと思いますが、先ほど来町長言っていたように、県の事業で59の事業所、その中で八峰町で今4事業所あるわけですけども、県の事業ということですね、こういう事業があるということを知らない町の事業者もたくさんいると思うんですよ。ですから、町でこういう事業を展開しますと、あっ、町

でこういう事業をやっているんだなど、そういうことが事業者にも目につきやすくなる。こういう事業者が増えることによって、このひきこもりの方のそういった状況とかそういうことも町民に理解が広がっていくのではないかと思いますので、その県の制度を利用するのであれば、もっともっと町内の事業者に、こういう制度があって登録してもらえないかというようなことを町がもう少し積極的に動くとかですね、あと、それがちょっと無理だとすれば、やっぱり町独自のものが需要ではないかと私は個人的に考えるわけですが、私の意見としてそれを申し述べまして、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（門脇直樹君） 答弁はいりませんか。

○9番（笠原吉範君） いりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで9番議員の一般質問を終わります。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからありがとうございます。

議席番号2番山本です。通告に基づき、質問いたします。

はじめに、外国人労働者の受け入れについて。

少子高齢化による人口減少に伴う労働力不足を補うため、政府は経済財政運営の基本方針に、外国人が就労可能な在留資格の創設を盛り込みました。今後5年間で35万人弱の外国人就業者の受け入れを想定しています。技能実習生の就業先からの失踪など、様々な問題ある中、研修生に関する国民感情は、治安が悪化する恐れがある、地域社会の中でトラブルが多くなる恐れがあるなど、治安の悪化などのトラブルを懸念する声があるようです。世界に目を向けても同様で、これまで移民を積極的に受け入れてきたEU各国やアメリカでも、反移民の動きが強まっております。これまで移民政策を推進してきたEUは、単純労働の担い手として多くの移民を受け入れてきました。しかし、そのほとんどは低賃金労働者と言われております。低賃金ですから、生活はずっと厳しいまま。移民の失業、生活保護、年金、子どもの養育費など福祉コストが増大し、国の財政への重荷になっているということです。低賃金のため貧困層から抜け出せない移民が多く、それが暴動や治安の悪化に繋がっているなど、外国人労働者の受け入れで心配するのは、仕事が建設作業や介護、農業など、労働環境が悪い・きついなど低賃金の仕事しかない

ことです。日本はというと、働き手が集まらない理由は、きつい割に給料が低いからで、人が集まらないから少人数で回さざるを得ず、結果、きつい。やっている仕事は簡単な仕事だから、最低賃金で作業環境は決して良くない。企業としても、短期期間の労働力ですから簡単な仕事しか任せられない。それでも、技能実習生の就業先からの失踪、トラブルなど、様々な問題があるにもかかわらず、農家をはじめ働き手不足の地方産業の衰退を止める手段としては、やむなしでしょう。

このような課題や心配が多くある中、町内でもやまもと農協がベトナム人技能実習生の受け入れを開始し、パート職員で雇用された女性5人が、峰浜石川にあるしいたけのパッケージセンターで業務にあたっているようです。町内企業でも、労働力確保のために外国人労働者の雇用を検討している企業や農家があると聞いています。問題や課題について把握して、いずれ相談を受けることを想定し、町がしっかりとした対応をする必要があると考えますので質問します。

農協以外に、当町に技能実習生の業種と人数はどのくらいいるのですか。

既に町内就業している外国人研修生は、自治会など地元住民との交流はどのような状況ですか。

今後も増える外国人労働者の受け入れをどのように考えているのか、答弁をお願いします。

次に、住環境の改善について。

近頃、犬・猫など動物を飼う人が増えています。町内において登録されている犬は何頭いるか分かりませんが、犬が会話の中心であったり、癒しであったり、また、命の大切さを教えてくれる存在であり、私たちの生活を豊かにしてくれています。ですが、ペット、特に犬を飼う一部の方のマナー違反が目立ちます。散歩中、糞の始末のための袋を持ちながら、始末をしていない。家の中に毎日の犬の糞があり、大変困っているなどと町民から相談を受けました。家の前の空き地、道路脇にも犬の糞が放置され、散歩中で靴で踏んだりなど、犬の散歩は自由ですが、飼い主のルールとして犬の糞は必ず持ち帰る、おしっこは水に流すなど、飼い主一人一人が責任ある行動をしてもらいたいのですが、なかなか守られておりません。

当町の登録犬の頭数や飼い主へのマナー指導の状況はどうなっておりますか。

それを改善するため、住環境を良くするため、一つの施策としてドッグラン。ドッグランは、自由に迷惑をかけずに遊ばせることができ、犬だけでなく飼い主同士の交流の

場にもなり、犬が好きな子どもたちも集まる楽しい場所となります。

そこで、利用率の低い御所の台パターゴルフ場を改修しドッグランに変更したら、町外の利用者も多いキャンプ場など、複合的なにぎわいに繋がると考えます。また、道の駅ぶりこ・ハタハタ館での滞在時間の延長にも繋がると考えられますので、ドッグランの設置について提案します。

また、全国各地で熊・猿・イノシシやアライグマ・鹿など害獣の被害が相次いで報告されております。先日、猟友会の総会で、住宅地に熊・猿が来る理由は、家の前に柿・イチジク・ブルーベリー・ブドウなど探して来ると。また、しいたけの廃棄ホダを指して来るといった話がありました。これが熊やそういう害獣の誘因になっているという話がされておりました。今すぐどうこうしろということはありませんけども、食生活が豊かになると、高齢化になって家の前にある柿など果樹などを放置している現状は、憂慮すべきことではないかということをつけ加え、2問質問いたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、外国人労働者の受け入れについてのご質問にお答えします。

1点目の「町内の技能実習生等の就業種・就業者数について」でありますけれども、現在町では、外国人労働者を受け入れている企業は4社あると認識しております。内訳は、農業関係が1社、縫製関係が3社となっており、就業者数は、農業関係で5人、縫製関係で29人、合わせて34人となっております。

2点目の「技能実習生の地域交流の実情について」でありますけれども、技能実習生を受け入れしている企業に伺ったところ、過去には地元自治会から地域の盆踊りに招待を受けて参加したこともありましたが、現在は地域の方々と直接関わる機会はないとのことでした。各企業において、お花見やバーベキュー、忘年会といったレクリエーションを会社独自に開催しながら、従業員同士の親睦を深めているのが実情のようであります。

3点目の「受け入れ制度・体制をどのように図っていくのか」についてですが、現行法である「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」では、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図ることを目的としております。このため、技能実習生の受け入れについては、地元商工会と町が連携しながら、本制度

の周知と受け入れに関する様々な情報提供を希望事業所に対して行ってまいります。

また、白神八峰商工会では、今月中に会員へのアンケート調査を行うこととしており、各企業等において、労働不足を感じているか、外国人労働者の受け入れについて考えはあるかなど、ニーズについて情報収集することとしております。まず、地域の声をしっかりと受け止めた上で、当該事業所に対するフォローをしてまいりたいと考えております。

最後の「町として今後、外国人労働者の雇用をどう考えているのか」についてお答えします。

技能実習生の受け入れについては、本町を含めて労働力不足の地域においては大変重要であると思っておりますが、全ての業種で可能であるとは考えておりません。現在働いている縫製企業や農業など、流れ作業の中で一部の作業を担う業務は有効であると考えますが、介護など言葉でコミュニケーションを図りながらサービスをする業務については、どうしても言葉の壁があると考えております。もちろん、日本で働く外国人労働者は、ある程度日本語を話せる方々であります。標準語ではなく秋田弁という問題もありますので、無理がある業務もあると考えます。したがって、受け入れが可能であり、また、受け入れを希望する事業所に対しましては、実績のある町内企業からの助言や情報提供をお願いするなど、円滑な取り組みに向けた支援を行ってまいります。

また、現在勤務されている外国人労働者が帰国された後、八峰町へ引き続き有能な実習生が雇用されることも重要でありますので、在住する実習生の方々同士の交流をはじめ、実習生と町民の皆さんとの交流機会を設けながら、八峰町を好きになってもらえるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、「住環境の改善等について」お答えします。

これ通告の部分で、先ほどの質問のところまで考えが分かりませんでしたので、通告の部分に対するお答えをさせていただきたいと思っております。その後、再質問等で中身を詰めていければと思っております。

次に、「住環境の改善等について」お答えします。

まず、「犬の登録頭数・予防接種数」であります。本年10月末現在の登録頭数は320頭で、うち169頭52.8%が予防接種を済ませております。予防接種率につきましては、例年約70%であり、今年度も同程度を予想しております。なお、登録頭数は、合併時の平成18年度から151頭の減となっております。

次に、飼い主への指導状況についてであります。昨年度は犬1件、猫4件の計5件、また、今年度は犬1件、猫3件の計4件となっております。犬よりも猫に対する指導が多くなっております。指導内容としては、野良猫に対する餌やりの禁止や自己管理できないほど飼育している「多頭飼い」への指導が主なもので、地域を管轄する山本地域振興局と連携し指導にあたっているほか、マナー啓発用のチラシを作成し、相談のあった地域や自治会に配布いたしております。

次に、果樹誘引となる住宅地での果樹の栽培状況についてであります。民家周辺の農作物の取り残しや収穫されない柿・栗などの放任されている果樹等が猿や熊等を引き寄せている一因であることは、山本議員ご指摘のとおりと考えます。このため、町では、広報やお知らせ版等を活用し、農作物や柿・栗などの早めの収穫や、もし放置している果樹等であれば伐採するようお願いしているところであり、個人で伐採できない場合は町で伐採することとしております。

また、住宅地での鳥獣害については、今年も春先から、猿や熊等が民家周辺で栽培している農作物や柿・栗などの果樹に群がっているという通報を受けております。町ではその都度、職員による花火や爆竹等による追い上げや、状況によっては猟友会員による緊急出動をお願いしながら対応しているところであります。

次に、「人も犬も適度な運動が必要であるほか、ストレス解消にもなることからドッグランの設置を」についてお答えいたします。

犬や猫にも人間同様にストレスがあると言われており、様々なストレス解消法がある中で、適度な運動が効果的であることには、我が家でも二代目の犬と暮らしておりますので、全く同感であります。ただ、県内にある公営・民間を含めた代表的ドッグラン事業者に問い合わせたところ、整備費用を除く人件費や運営に係る経費に対して、利用者の使用料では賄えきれない施設がほとんどであり、また、入場料を無料としている場合、犬の糞が放置されるなど、飼い主のモラルが問われる面が問題となっているとのことでした。

したがって、町が主体となってドッグランを整備するという一般的な質問に対しては判断が難しい状況ですが、私と山本議員とがともに出席した会の総会において、ドッグランでその地域に訪れる人を増やしていくべきという意見を伺っており、訪れる人を多くすることについては必要と思いますので、どの地域に、どのような目的で、どのくらいの規模のドッグランをとというような、より具体的な提案をいただければ、検討してま

いりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 大変ありがとうございました。今回、農協が5人入れたわけですが、農協の方から話聞くと、もうさらに5人、年内ですか来年ですか入れるという話あるわけですが、農協そのものは、何だ今、今のパックセンターは周年、まず仕事があるわけで、そういう意味では休みがなく労働者も働けるわけですが、一般農家というのは、特に八峰町の場合は冬場の仕事ってないもんですから、なかなか一般農家が外国人を採用して周年働かせるというスタイルにはならないわけですよ。そういった中であるにもかかわらず、まずどんどん作業員が少なくなっている現状では、外国人ももう頼らざるを得ないというのが実情だわけですよ。そういった中で、じゃあどうすればいいのかというと、外国人そのものは稼ぎに来てるわけですよ。だから職種は別にどうでもいいわけですが、稼ぎに来ているのにそれを、一般農家であればそういう短期の仕事しかないの、なかなか進めていけないというか就業できない環境にあると。そこいら辺のことを緩和するとすれば、何か冬場の仕事なり、そういうふうな仕事を作ってやらないと、外国人の受け入れって農家にとってはなかなか難しい壁なわけですよ。だからその辺は何か施策があるのかなというふうなことを考えるわけですが、その辺、農協が今後、先んじて雇用している外国人をどういうふうに使って行って、それを農家に下ろすということを考えているのか、その辺、もし町として農協の対応も含めて聞いているのであれば、まず紹介ください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員が今質問されたように、全ての業種に外国人の方々が通年で働けるとするのは、やっぱり無理だと思います。菌床しいたけの場合は、やっぱり通年で仕事がありますので、まあこうした方々、でもこうした方々も1年目で試験を受けて、試験に合格しないと強制送還される形になってます。ただ、お話を伺ってみますと、非常にベトナムの方々っていうのは真面目で、勉強能力も高くて、私のところにもご挨拶に来てくれましたけれども、片言の日本語もしゃべれますし、明るいお嬢さん方でありました。そういう意味で、普通のいわゆる一般的な農業、通年でない農業の部分については、今の外国人をそのまま活用するという方法というのはなかなか難しいと思います。そういう意味では、そっちの部分は別の事業で、例えば農業ヘルパー制度とかそういう形の中で対応できないか。来年度予算に向けて、担当部署の方に指示はしていると

ころであります。

現実として外国人に頼らなければいけない、こういう状況にある認識はありますけれども、何回も申しますけれども、全ての業種を万遍なくやるという形はまだ無理があると思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 参考のために聞きますが、農協の採用した管理団体はどこでやっているのか、お知らせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

.....
午前10時55分 再 開

○議長（門脇直樹君） 再開いたします。

浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまの再質問の方にお答えいたします。

私が伺った話では、農協が直接ベトナムの方に行って斡旋してきたという話は伺っておりますが、確認はとれてませんので、後日確認をとって回答したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 受け入れするには管理団体というものが、まあ受け入れ、斡旋する業者ですね、それが必要だわけですけども、まずはじめに受け入れるためにはですね日本人、日本語を勉強する時間、まあ確か3カ月ぐらいかかるって聞いてはいたけども、そういう勉強して会話で意思疎通ができるようにならないと採用できないようなことになるわけですけども、そういうふうな管理団体というのがちゃんと機能してもらわないと、いろんなトラブルが起きるわけですね。特に賃金のことについて言うとですね、彼女らは稼ぎに来ているのであってですね、遊びに来てるわけではないわけで、定住しようとも思って来てるわけではないわけですね。ですが、この前、ある企業の受け入れている人に聞いたわけですけども、今現在、時給が800円程度ですね。最低賃金は780円程度ですけども、800円だと仮に仮定する。で、企業は8時間、地元の働く人を対象に8時間、8時5時というスタイルで計算しているわけですけども、ところが外国人はですね働きに来ているわけですから、残業してもいいから稼ぎたい。ところが、残業するとで

すね1時間当たり1.25の賃金アップで払わないと駄目なわけです。結局、25%増しということは時給1,000円になるわけです。ところが1,000円も払うと企業としては間に合っていない。単価が上がるわけですね。そのために外国人が求めるのは、800円でいいので働かせてほしいと。結局、働かせる。まあ稼がせたいと思う。企業としては稼がせたい。それで、外国人はそれで収入を多くなる。お互いにいいわけですが、実際のところ、だんだんだんだん都会とのバランス格差を覚えてしまう。都会では時給1,000円は普通であって、高いところは千四、五百円までいってるところがあるわけですよ。で、そういうふうなところの情報を得てるもんですから、結局1年間働いた後に役所に訴えるわけです。時給、1.25倍でもらわなければならないのに800円でしかもらってねがったというふうに訴えた結果、和解金をせしめるというふうな悪い行動が起きているわけです。だからその辺の見極めというか、その辺の状況にもあるということを理解しながらですね、その外国人の雇用をしっかりとしていかないと駄目なわけです。で、その外国人の雇用をしっかりとするためにはですね、行政と雇用する側、受け入れ側も、それを十分勉強してですね、その対策というふうなものをしっかりと立てておかないと、今後、微増ながらも外国人が増えてくるというふうなことを予想した場合、ちゃんとその対策を立てておかないと駄目なのではないかというふうに思っているわけです。まあ既に秋田県では、先日の新聞で56人ももう失踪者が出ているというふうな状況でもありますし、その辺について勉強するというふうなことは町の方では考えてますか、どうぞ。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの再質問にお答えします。

今回の法律改正の中でやっぱりポイントになっているところはその部分で、悪徳な方々が関与すると大変な状況になるということで、管理団体については許可制になります。それから、実習実施団体の部分については届け出制になります。そして、技能実習計画は個々に認定制という形に変わってきますので、そういう中で対応していかなければいけないと思います。

私どもの商工会の方でも今、会員に対して町内の企業に対するアンケートを行って、いろんな要請・要望、そういう部分をまとめるという話がありますので、町としても、今現在もう34名の方々がいらっしゃるわけですから、それで縫製企業の方の方々の声では、日本人よりも高い給料というふうなそういう話も伺っておりますので、今の残業手当のところまではお話してませんが、そういう様々な外国人が入ってくるこ

とによって、議員が指摘される問題が起こり得る可能性も考えられますので、そういうことがならないような形で、時代の流れに合わせた対応を役場としてもやっていかなきゃいけないかなというふうな形で思っております。したがって、議員がおっしゃったような勉強をしてみないかという部分については、勉強しなければならないというふうなそういう認識でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 労働者の外国人のニーズはまだこれからたぶん出てくると思うし、我が社というか私の関わってる会社も検討している状況にもあります。そういった中で、やっぱり安心して外国人の受け入れをするということは、町長が言ったようにですね、今、商工会がニーズの状況を確認していると。私そのものは、全県を先駆けて八峰町でその受け入れ管理団体を作ってもいいぐらいではないかなというふうに思うわけですよ。町単独ですね、八峰白神商工会ですか、が中心となってですね必要であればやっぱりその管理団体まで作る。もし町単独でできなければ、能代山本圏域の組合ですね作るというふうなことでもやっぱりこれから必要ではないのかなということを感じるわけですが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員のご提案の部分については、関係する能代山本郡の4市町長、市長のご意見も伺いながら、やっぱり必要があればそういうことも対応しなきゃいけないなというふうな形の思いではあります。

現実に、この後の年齢構成別の人口の推移、そういう状況を考えていきますと、産業を維持するためにはそれを支える方々がどうしても必要になります。それが国内の人方で支えればそれでいいわけですが、支えなければその産業がどうなるのかというふうなことを考えますと、どうしても外国人の方々が入ってくる、そういうケースが多々多くなると思います。ただそこまで町単独でそういう管理団体を作るとか、あるいは能代山本郡の4市町で管理団体作るとかっていう部分については、今は相談していない段階なので答えられませんけれども、そういう部分についてもこれから4市町で共通の問題として話し合っていかなければならない時期に来ているのかなというふうに思っていますので、今現在ははっきりと分かりませんが、そういう考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 是非、町内でなかったら圏域組合で相談してもらいたいと思いま

す。ということで、1問目の質問は終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2点目の再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） なかなかドッグランについて説明不足、質問の告知が十分でなかったことはお詫び申し上げますが、やっぱり私のうちの周りをとってもですね、毎朝毎夕というか結構散歩している人が目立つわけですけども、あまりその後、春先それ見るとですね、道路脇には結構、ブツがあるわけですよ。そういうふうなことで非常に迷惑だなということは思うわけです。そういった中で、先日ある会合の中で、女性からドッグランやって、ドッグランで自由に犬を散歩させたいという話があって、今回提案するわけですけども、金の問題、結局は出てくるわけですね。これそのものはコスト的にはたぶん合わないと思いますが、一つの提案としてですね、場所的にはパターゴルフの場所を想定しております。それで、最低限必要なのはフェンスなわけですけども、フェンスを金属製の網で囲うと数千万円かかります、想像するだけで。ところが、何だ、単管、単管立てて、それに漁網で囲えば、100万円以下でたぶんできるんじゃないかなというふうに私は想像できます。それと管理については、残念というかお願いしなければならないのは、あきた白神の駅がありますけども、あそこに登録手続なり利用の料金を払う形で利用してもらえれば、割と経費はかからないんじゃないかなと。まあ多少のハタハタ館に対する委託料は若干かかると思いますが、業務が兼務になることになるわけですから、そんなには大きい金がかからないのではないかと。まあそれとハタハタ館の利用効果にも繋がるというふうなことからですね、私はそういうふうな運営スタイルをできればいいのではないかなというふうに思っていますが、それについて回答をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず春先の犬の糞の問題については、いわゆるどの自治会でも問題になって、その自治会の中で、私も町内会長やってるんですけど、その中で毎回毎回注意して、そういうふうにかきちゃんと片づけるようにというふうな形の申し合わせをしておりますので、その糞の問題については、自治会ごとに申し合わせていくことが大切かと思えます。したがって、実際に自治会の総会とかそういう部分で、あるいは行政協力員会議の中で、そういう話の部分も注意喚起していければいいかなというふうに思いました。

2点目の部分のドッグランの部分については、パターゴルフ場を廃止してというふうな話の部分は初めて伺いましたので、これはちょっとこの後考えてみますけれども、私

自身、パターゴルフ場あんまり嫌いではないので、そういう意味では廃止っていう部分になるっていうのはちょっとあれですけど、ただ、先般一緒に出た会の総会において、やっぱりハタハタ館エリアの部分、産直ぶりこのエリアの部分、ここの部分をどうやってにぎわいを多くしていくかというふうなそういう形の中での議論の中に、ドッグランって話があったのは私も自分の耳で聞きましたので、「あっ、そういうこともあるのかな」というふうな形で、今具体的に議員の方から提案いただきましたので、もう少し詳しいドッグランの経営の状況、資料収集から始めて、もう少し研究させていただきたいと思えます。

ただ言いたいのは、飼い主の立場からした場合に、犬をそこに離したままで飼い主が例えば産直ぶりこに行く、ハタハタ館に行くっていう部分ってのは、なかなか難しいかな。で、犬同士のけんかもありますし、そういういろんな問題もありますから、その部分については、もう少し、私自身もドッグランの部分を見たことはありませんので、そういう部分を見せていただきながら研究していかなければいけない問題かなと思えます。

このハタハタ館のエリアのにぎわいを増やしていくっていう観点では、本当に同じ考え方ありますので、ここの部分にできることは、こう少しぐらい経営的な部分が間に合わなくてもやっていかなきゃいけないなというふうな形では考えています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） ドッグランについてのいろんな飼い主の問題は、先日おかげさんで大分に視察してきた中に資料としてありますので、後日提出したいと思えます。

そういうことで、私そのものにはぎわいを、ハタハタ館周辺のにぎわいがひとつの目的で、その手法としてのドッグランであります。で、ドッグランというふうな名前ですけども、例えば犬駅とかですねドッグステーションとかというふうな名前を変えてでもですね、それをアピールするというふうなことがにぎわいに繋がるのではないかなというふうに思えます。そういうことをひとつ提案して質問を終わりたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで2番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。11時20分より再開いたします。

午前11時13分 休 憩

.....
午前11時20分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 議席番号11番皆川でございます。傍聴者の皆さんには、年末を控えて何かとお忙しい中、傍聴に来ていただきましたこと、ご苦勞様でございます。

私は、本定例会に3点について一般質問を通告しておりますので、順次質問をしてまいります。

我が町の主要産業であります農業、とりわけ稲作が今年大変厳しい状況下にあることから、まず最初に、本年度産米不作の現状とその対策についてお尋ねをいたします。

本年稲作は、東北農政局が発表いたしました作況指数「98」の「平年並み」を念頭に、収穫作業がスタートいたしました。しかしながら、6月中旬以降の低温や日照不足等の天候不順で穂数が少なかったことに加え、頻繁に発生した台風や8月以降の日照不足等によりまして米の肥大が進まなかった、このようなことが影響いたしまして、米づくりの農家の多くの方々から、これまでにない不作であったとの声が聞かれます。我が町の現状はどのようになっておるのか。もしこれが現実であるならば、どのような対策が考えられるのか、お尋ねをするものであります。

次に、子ども園の運営についてお伺いをいたします。

八峰町の子ども支援は、様々な施策を施した結果、他市町村に引けを取らない充実した内容になっていると理解をいたしております。しかし反面、肝心の子どもの保育管理、あるいは従事する職員は年々増加傾向にあるとはいえ、まだ非正規職員の方々に頼るところが大きく、必ずしも良好な状態とは言えないというぐあいに思っております。今、新しく峰浜地区にも認定子ども園の建設が計画中であります。これまでの運営形態が大きく様変わりするのを機に、正規職員の方々を中心とした正職員の増員等、職場環境を見直しし、より充実した運営を行う考えはないか、お尋ねをするものであります。

最後に3点目として、新年度予算編成についてお伺いをいたします。

人口減少や合併算定替えによる地方交付税の減額、農業収入の大きな落ち込みが予想される中での税収等、歳入には大きな伸びは期待できない現状にあります。住民ニーズにはしっかりとお応えしていかなければなりません。新年度予算方針が示されたようでございますが、これまで同様、平年ベースを基本とした予算編成になるようでありませぬ。これまでも、事務事業の見直しや新規事業の抑制、あるいは徹底した行政改革など、あらゆる手段を講じながら予算編成を行ってきたことと推測をいたします。これまで以

上に厳しい条件をクリアしながら新年度予算編成にあたらなければならないと考えますが、これらに対する町長の考えをお尋ねするものであります。

答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「本年産米不作の現状とその対策について」ですが、皆川議員ご指摘のように、東北農政局が発表した作況指数は、9月15日現在では「98」の「やや不良」であり、その後、10月15日現在では「96」の「やや不良」と修正、確定値である12月10日の発表も「96」の「やや不良」となっております。

国の発表では、登熟については、8月下旬以降の断続的な降雨や日照不足等の影響があったものの、出穂期前後の日照時間がおおむね平年を上回って推移したことから、「平年並み」となりましたが、全もみ数が平年に比べ「やや少ない」となったことが、昨年より収量が減少した要因としております。その一方で、本年産米については、私自身も多くの生産者から直接、実際の収量が国の作況指数よりも少ないという声を伺ってまいりました。そのため、担当部署に、地域振興局や周辺市町等からの情報収集と法人等大規模生産者から減収の実態を聞き取りするよう指示し、状況によっては、12月定例議会に来年の再生産に必要な資金借入れに伴う利子補給などの補正予算計上が必要ではないかと考えておりました。しかしながら、法人等からの聞き取り調査では、米の減収額は大きかったものの資金借入れを検討しているのは2法人のみであることや、JA秋田やまもとが金利を0.5%まで引き下げた資金で支援を行うことを農家に周知していること、さらには、県においても農家等から資金に関する問い合わせが少なかったため利子補給等の支援を見送ったことなどから、町としても、今回の補正予算計上については見送るという判断をいたしました。

なお、県では、今回減収となった要因について、関係機関で調査し、その結果について生産者へ情報提供するとしておりますので、町としても、県や周辺市町・JA等関係機関との連絡を密にしながら情報収集に努め、農家が来年の再生産に向け支障が出ないよう取り組んでまいります。

2番目の質問については、教育長が答弁いたします。

3番目の新年度予算編成についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、一般会計において歳入の約半分を占める普通交付税は、合併算定替えの段階的縮減が4年目となり、さらに一般財源の減少が進むことが見込まれております。また、普通交付税減少の影響による財源不足額の補填のため、財政調整基金は平成30年度から取り崩し超過となり、減少に転じる見込みとなっております。こうしたことから、平成31年度当初予算の編成におきましては、予算編成作業に先駆けて実施した主要事業ヒアリングで、これまでの施策の目的と効果、向かうべき方向性について認識を共有したところであります。その上で、私の公約実現に関連する幾つかの新規事業への取り組みを指示したほか、既往の施策の見直しを進めることとしております。また、全ての政策的予算に3年間の終期を設け、事業の進捗状況や成果を評価しながら、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努めつつ、「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、産業振興や移住・定住対策、少子化対策に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

いずれにいたしましても、平成31年度予算につきましては、これまで以上に事務事業の取捨選択を進め、限られた財源の中で最大限の行政効果が発揮できるよう、事業を精査しながら、町の将来像「白神の自然と人との創るやすらぎのまち」実現を図る通年予算を編成してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、子ども園の運営についてのご質問については、私の方から答弁させていただきます。

「子ども園の正規職員の増員など職場環境を見直しし、より充実した子ども園の運営を」という質問であります。ここ3年間の子ども園の保育士数について説明いたします。

園長を除いた3園全体の保育士数は、平成28年度正規職員と臨時職員を合わせて31人で、うち正規職員が7人で、全体の占める割合は約23%でありました。平成29年度は、八森子ども園が認定こども園に移行したことに伴い、正規職員を5人採用しております。また、平成29年度で2人が退職し、平成30年度末には2名退職すること、そして峰浜地区の子ども園の統合も見据えて、年度当初で3名採用しております。

平成30年12月1日現在、3園全体の保育士数は正規職員と臨時職員を合わせて30人で、うち正規職員は13人となり、全体の占める割合は約43%となっております。

今後の採用にあたっては、平成32年4月の地方公務員法の改定により、臨時職員に一

般職に適用される各規程が適用される「一般職の会計年度任用職員」制度が創設されることを踏まえ、なおかつ職員の年齢構成も考慮し、各年齢での入所見数、出生数、職員の退職者数、財政的な面など総合的に判断し、将来を見据えた職員配置とし、充実した子ども園の運営を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 11番議員、再質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） それでは、まず最初に1問目の本年度稲作についての再質問をさせていただきます。

ご案内のように、今年は減反制度がなくなりまして初年度であります。認識いただいていると思いますが、本年度から、この制度改正によりまして、今まで支払われておりました米支払直接の交付金、いわゆる1反歩当たり、10a当たり7,500円の補助金がなくなりました。そして更には、今質問させていただきましたように、農家の皆さんからは大変な不作であったというような声が聞かれます。しかし、これを補償する共済制度、これは出来秋が近くなってから皆さん収量が減収してるのに気がついたわけでございまして、共済金のご案内のように届け出義務でございまして、収穫前の収量を農家の皆さんが自分の目で判断して共済に届け出るということは、極めて不可能に近い現状にあります。したがって、おそらく共済組合に被害届を通告した農家は、ほとんどおらないのではないだろうかというぐあいと思うわけでありまして、新しく制度が導入されます収入保険につきましても、来年度でないとこの法は適用されません。したがって、農家の方々を救済する道しるべは全然ない。ただこの後、ならし対策で収入減少の部分についてどうなるか注目いたしたところではありますが、これも来年の国の予算が通過する4月以降でないと、これも農家の手元には、実現したとしても入ってまいりません。そういったしますと、農家の皆さん、来年の生産意欲に大変意欲をなくしてしまうんじゃないかというようなことが懸念されるわけでありまして。

町長、それぞれ行政報告でも、「情報収集に努めながら、来年の再生産に向けて支障が出ないように対策を講じてまいりたい」というようなことを申し上げておりますが、この再生産に向けた支障ない施策というのはどのようなことなのかですね、併せてお答えいただければありがたいというぐあいに思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆川議員の再質問にお答えします。

今、皆川議員がおっしゃったような認識を私も持っております、それで12月議会に何らかの対応策、救済策を挙げなければいけないんじゃないかなというふうな認識だったんですが、それで実際調査してみたところ、かなり大規模にやってる法人あるいは農家の人方の部分の具体の数字で、結構ばらばらなんですよね。1反歩当たり1万5,000円ぐらい減収になってるところ、それから1反歩当たり3万5,000円ぐらい減収になってるところ、いろんなこう問題ありました。で、その部分で、その人方でも、減収なった方々でも、とりあえず今現在は来年度に向けての資金部分は問題ないというふうなそういう判断の方が多かったもんですから、今回見送ったのは先ほどご説明したとおりです。

それで、農家の部分に支障が出ないような、そういう支援制度の中身の部分については、この後、いわゆる県、それから振興局、JA、それと農家の皆さんからいろんな声を聞こえてきた際の、まあ具体策はまだはっきりしておりませんが、そういう農家の声を聞きながら、必要であればその支援策をやっていかなければいけないなというふうな形で考えて、まだ具体的な話は、過去の部分については種もみの支援とかいろんなことあったようでありますけれども、そういう具体的な話はまだ聞こえてきておりませんので、その辺の情報収集をこの後進めながら対応策を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今、町長がお話したこと十分理解できますし、そのようにやっていただきたいと思うわけでありますが、いわゆる資金を農協さんからでも金融機関からでも融資を受けるということになりますと、ご案内のように米価というのはその年その年で分からないわけでありまして、お借りいたしますと返さなきゃならないんです。いくら率が少なくてもですね。それがやはりまた来年の営農に大きく影響していくというぐあいに思われますので、農家の皆さん大変苦しいでしょうが、資金の借り入れ等はあまり好まないんじゃないかなと私は理解をいたしております。したがって、先ほど町長が申しあげましたように、540kgの単収だというような話されますけれども、540kgといたしますと9俵ですよ。9俵というのは、私の農業経験上、あきたこまちで言いますと、9俵といたしますと、まず豊作の部類ですよ。それが農政局の方では、これがやや不作だというような判断をするわけですから、7俵なってる人方にしますと、こういう情報がいくたびに共済の制度が対象ならなかったですね、そういう風評というのは

大変大きいと思うんです。ですんで、あまりこの数字に頼ることなくですね、農家の実態をしっかりと把握していただいて、どの程度困っておるのかですね早めに調査をしていただいて、町長が申し上げていただいたようにですね、この後3月でもいいですし新年度でもいいですから、来年の稲作に農家の皆さんが意欲を持って取り組めるようにですね、そういう手立てを是非考えていただきたいというぐあいに思うのでありますので、そこら付近を改めて答弁願いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 再質問にお答えします。

本当に私も、今回の作況指数については、非常に聞いている内容と違うもんですから、例えば町の農業再生会議の時に来た秋田拠点の職員の方々にも同じ質問をぶつけましたし、それから、私は出席できなかったんですが、副町長に出席していただいた東北農政局長との中でも、その話をさせていただいております。それでもやっぱり国の方は、なかなか認めてくれない、これが現実であります。

で、今議員がお話になったように、早めに農家の実態の部分、さらに今回は大きくやってるところを中心に聞き取り調査いたしましたけれども、今後はもっと幅広い形の中で調査をしながら、どういうふうなニーズがあるのか、どういう支援が必要となるのか、その辺はこの後検討させていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 1番目の質問はこれで最後にしたいと思いますけれども、今町長がおっしゃったように、この後、再生産協議会等もあるわけでありますから、そこにはおそらく町内にあります集荷業者4業者も集まって、おそらく協議会の方に出るだろうと思いますから、集荷状況はおのずと把握できると思いますので、遅くならないように早め早めですね情報を集めていただいて、的確な対策をですね是非講じていただきたい。

先ほど町長、前には種もみのお話もされておるようございまして。既にもう農家の方々、種もみの準備は終わっております。今これから肥料やら農薬らの注文がまた入ってまいります。全然価格は下がっておりません。そういった中でですね、また平年ベースで米づくりやっていくとすれば、大変な負担が農家の方々にかかってくるということが予想されますので、是非ですね、私ども八峰町の主要産業であります農業、いわゆる稲作の部分、をですねしっかりと守っていくためにも、是非有効な手立てを講じていただ

けるように重ねてお願いを申し上げながら、1問目の質問は終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2問目の再質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 2問目の子ども園についての質問をさせていただきたいと思いますが、川尻教育長には、御尊父さんを亡くされて、大変本当一般質問をするの心苦しい部分もあるわけでありますが、通告をいたしておりますので頑張って答弁方よろしくお願いをいたしたいと思います。

ここ数年の子ども園の職員の採用のことについてお話をいただきました。大変人数が増えてきておりますので、結構なことだと思います。いわゆる、いつも町の執行部の皆さん、子どもたちは町の宝だというぐあいに申し上げております。その宝をですね親御さんが子ども園あるいは学校の方にお預けをして、大切な命を皆さんそれぞれお預かりしてるわけでありますから、中途半端なやり方では決していけないと思います。その中であって、これまでも、先ほど新年度予算の部分でも触れましたが、町の職員の適正化計画の中でもですね、いろいろと5人退職すれば1名採用するというような形でやってまいりました。これは一般の事務職の話でありまして、私が経験する限りでは、これまで子ども園の職員の皆さん、退職されても補完はございませんでした。つい最近です。八森の認定こども園ができてからこういう結果が出ております。これは結局、少し言葉乱暴になりますけれども、やはり職場でですね身分の確立されておる職員の皆さんと確立されておらない職員の皆さん、肩を並べて同じ内容の仕事をしてですよ、感情とかいろんな違いが出てくるのは当然だと思います。その中で我慢してやってくれというのは、すごく酷なような気がしてなりません。それで今申し上げましたように、質問しましたようにですね、峰浜地区にも新しく認定こども園ができるわけでありますんで、今言ったように、教育長からお話しありましたように、まだまだ非正規職員の皆さんに頼る部分が大変大きいところであります。まして、身分の保障されておらない職員の方が、大切な命を正職員の皆さんと一緒に立場の中で仕事をしてると思います。いかがでしょうか。期末手当出ましたよ、ボーナス。非正規職員の方、出ませんよね。どういう肩身の狭い思いしてるんでしょうか。いつも考えます。1日も早くこういう職場環境を改善して、よりよい環境の中で子どもさん方をすくすくと育てるようなそういう施策ができないのかですね、今一度そこいら付近の採用計画について、これは町長にも関係ある部分だと思いますんで、町長でもかまいませんので改めてそこいら付近の意気込みを聞かせていただきたいというぐあいに思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 役場全体に関わる再質問でありますので、私の方から答弁いたします。

私、職員採用する際にあたって、基本は皆川議員と同じく非正規の人がゼロという形の中で運営できればいいんでありますけれども、職員を採用する際に、例えば高校卒業して正職員になった方々、42年間、定年退職まで。それから、大卒の場合、38年間あります。その部分を、その状況がどういうふうな形で町の状況が変化していくのか、そういう部分を考えながら採用していかなければいけないと思ってます。右肩上がりの時は臨時職員ゼロでも何とでもいいんですが、右肩が急激に下がっていったる現在の中で、四十何年間の中に、例えば今、八峰町の場合は50年間で総人口が半分になります。この後は25年間でもう半分になると。もう2倍のスピードで進んでいくというふうなこういう指摘がされております。そういう中で正職員をずっと増やしていった時に、例えば今現在7,200人の総人口が3,600人になり、そして2,000人になりっていった場合に、職員の方々まだ現役でいるわけでありまして。そうした時にどういう状況が起こるかっていう部分も、やっぱり一方で心配しなきゃいけない問題であります。で、計画を立てる際には、増員計画ってのはこういう種の部分では立てれない。マイナスの計画は、行革プランとかそういう国の指導の中で無理矢理作られたところもありますけれども、でもその部分を数字は行革プランに従って正職員を減らしてきて、その部分の仕事が減ってるわけでありませんで、その部分を非正規の職員で対応してきたという現実もあります。ですから、そういう部分、長期的な部分で考えながら採用というのはしていかなきゃいけませんので、その中で、できるだけまず非正規の職員に頼らなくてもやれるようなそういうことが必要になるかというふうに思います。ただ今現在のところは、非常に急激に人口が減っていく中で、そういう状況の適正な職員数の部分をどうしていくのかという部分は、決して増やしていくことではないかというふうには認識してますので、この辺が議会とのいろんな協議の中で非常に難しい問題に直面していくんだというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今町長から言われたことは、重々承知をいたしております。ただですね、先ほど申し上げましたように、子どもさんをお預かりするという現場は、これは普通の事務とは違うと思います。まだ全然物心つかないゼロ歳児からお預かりして、

それを生の人間が生の人間をいろいろ管理していくわけでありますから、命を預かってわけですんで、事務職とはちょっとね違うと思うんですよ。そこのところをね、是非町長なり教育長からも分かっていたらいいというぐあいに思うわけであります。例えば、保育士さんの正職員の方の助手として非正規職員を雇うんであったら、これはそれでいいんです。そこの足りない部分を補うのであればですね。正職員でない方も、その子ども命を守ってるんですね。ここの部分をしっかりと認識していただきたいというぐあいに思うんです。もし何かあれば誰が責任とるんですか。やはりそういったところをですね、生の人間を先ほど言ったように管理してるわけでありますから、事務職と違っただすね一つの取り扱いしてもいいのではないかと、いっつも思うんです。そこら辺、町長どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 皆川議員の質問にお答えします。

皆川議員のおっしゃるとおり、町の宝である子どもたちを学校、子ども園で預ってるというふうな認識は、大変この町強いなというふうに思いまして、それに対しての町の取り組みも大変こう頑張っていたらいいというふうに私は思っております。

それで、正規職員、非正規職員については、今町長が申し上げたとおり、やはり長期的な目で見ながらやらなきゃいけないとは思いますが、私は、八森もそうですが峰浜地区が認定こども園になることで、保育・教育のレベルが上がらなきゃいけないというように考えています。そこで、八森こども園もその点でレベルが上がったと考えております。峰浜の方のこども園も、その上がるために、今、職員が研修に大変行ってますが、その研修の報告書を見ると、大変いい研修をしてまして、その研修内容をその園の方で広めていただきたいというふうなことを私の方でお願いしています。是非そういった研修を広めて、園の正規、非正規、ましてや、そのやっぱり意欲の差があるかもしれないかもしれませんが、そういった面では、園の方で一丸となって大事な子どもたちを育てようというふうにして取り組んでいただきたいと、私は思っているところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今教育長の答弁も、そのとおりであります。そのとおりやっていたらいいんです。ただ、正規の職員も非正規の職員も、資格はみんな持って同じ立場で仕事してると思います。皆さんが募集かける時もそうです。非正規職員でも教

員の資格の免許なきや駄目だとか、いろんな条件を付して、その中で応募してきて初めて採用なってる方々ばかりであります。いつ正職員に採用しても、全然支障はないというぐあいに私は思っております。今、国の方でも盛んに働き改革もやっておりますし、先ほども答弁いただいたように、この後、制度改革もあるようであります。是非そういったものを利用しながらですね、事務職とは別の立場でこの人たちを考えていただきたい。そのことをお願いをいたしまして、2問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 3問目の再質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） それでは、3問目の質問もやらさせていただきます。

先ほど、これもまた町長がもう既に行政報告の中でも申し上げておるようでございますが、改めて私、この場で新年度予算の運営方針を聞くというのは、3月になりますと予算の特別委員会で詳しく聞けばいいでしょうけれども、もう骨格はここで決まってしまうんですね。3月には、それぞれ各課から提案された細部について、委員会で調査をさせていただきます。それはそれでいいわけではありますが、町長が就任して初めて組む当初予算であります。どのような気持ちで町長が公約を掲げながら、たまたま無競争で当選されたということもございませうが、町民の皆さんにしっかりとした形がまだ見えてないのではないかなというところもありまして、町長が思っておる新年度予算に向けてのですね事務的なそういったものでなくて、公約に掲げた部分でもですね大まかなところはここの場でお話しされてもいいんじゃないかなというようなことを思いながら今回質問させていただきましたので、町長の思いを聞かせていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 再質問にお答えいたします。

来年度当初予算、私にとりましては初めての通年ベースの大型予算になります。その部分でお話したいのは、やっぱり公約の部分に掲げたまちづくりに向けた方針、若者の結婚、出産から育児、教育までの若者に対する支援。それから、元気なお年寄りを増やしていく、そういう支援。それから、高齢者と女性が活躍できる、そういう支援。それと、持続可能な農林漁業をつくっていく、そういう部分。さらに、公約の中には書いていない部分でも、空き家の問題を何とかしなきゃいけない。それから、公約にも書いてる部分もありますけども、高齢者の交通弱者の足の部分、弱者の足の確保を何とかしなきゃいけない。それと漁業の、今年、今ハタハタ、こうそれなりに来ておりますけれ

ども、海の底がどうなっているのか。いわゆるハタハタにとって子どもを産み育てやすい環境になっているのか。話を聞きますと、海の中の海藻が減ってるというふうな話も聞きますので、なぜ減っているのかとか、そういう部分のことの調査、それから増やす、海の底どうなってるか、その磯焼けの部分も盛り込んでいきたいと思います。いずれ公約に掲げた大きな柱を念頭に置きながら、各課からの上がってきた予算を精査し、今回は町長査定として3日間まずじっくりとお話を聞きたいなというふうな形でっております。これもまたなかなかいろんな行事が入ってきて難しい面もあるんですけども、今公約に掲げている5つの部分を柱にしながら、元気な八峰町に向けて、いきなり全部の公約を載せるわけにはいきませんが、その中で急ぎの部分に対応してまいりたいと考えてます。一番大きな柱としては、空き家と、それから交通弱者、この部分は大きな柱じゃないかなと今現在考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今町長、大きく5つの公約ということで掲げていることは結構なことだと思いますし、頑張って予算査定やっていただきたいと思うわけですが、これまでやはり行政協力員会議なり、いろんな声を聞かれたと思いますし、またこの後、町長と語る会など町長は計画しておるようでございますので、私どもが目に見えないいろんな地域住民の方々の要望等もおそらく出てくるだろうというぐあいに思います。どうかこの後、こういった生の声もですね十分取り入れながら予算の肉づけをしていただきたいと思うわけですが、各課のですね課長方の特色も十分生かしながらですね、町長の公約に織り交ぜていただければなおいいんじゃないかなというような気もいたします。

改めて、新年度予算を作るにあたってですね、先ほど町長が申しあげましたように元気の出る、そういった予算になるように頑張っていたいただければなど。ただ、人口が減ってる、空き家が増える、寂しい話ばかりでですね、なかなかいい話が聞こえてきません。どうか元気の出るようなそういった予算になるように、各課長共々ですね予算編成には十分力を注いでいただきたいと思いますし、3月の定例議会あるいは予算特別委員会ですね十分中身を吟味させていただきたいと思いますので、実のある予算編成になるようお願いをしながら質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終

わかります。

休憩いたします。午後1時より一般質問を再開いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 会議を再開いたします。

7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 7番見上政子です。通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、風力発電が町民に与える影響について、町長の考えを伺います。

風力発電は、再生エネルギーとして、危険な原発や火力発電を減らし、地球温暖化を進まないようにするためにも大変有効な手段だとは思いますが、しかし、今行われている日本海沿岸の地上風力発電や、これから行われるであろう洋上風力発電が、町民にどのような影響を与えるのか、何ら情報がありません。目の前に迫ってくる風力発電を見て、町民は今驚いています。そして不安の声が聞こえます。

心配の1点は、景観です。八峰町に入りすぐ目に入るのが、ポンポコ山公園の背景にしっかりと、250度くらいの視野に大型風力発電が5基あります。その近くに小型風力が不規則に建っています。自然とマッチしない、そんなところで子どもを遊ばせますか。私は、そこに行ったら息苦しくなってきました。隣の道路に入りますと、民家数軒が建っているところがあります。そこからは、風力の林に入ったようなものです。電磁波や低周波の心配があります。動物の生態系にも影響があると思います。いかがお考えでしょうか。

2つ目は、洋上風力において漁業に与える影響があるのではないのでしょうか。浅内浜は、漁師が言うには、「ガニー匹どころか全く獲れねどや」っていうのが地元の漁師の声です。能代浜で、スズキの釣りの名人である峰浜の人は、「1日5、6匹獲れていたのが全く獲れない。今は誰もいなくなった」と言います。

能代市洋上風力発電の説明会が2か所であり、私は行ってきました。1か所は、能代港に22基建つけれども、夜間工事をするが、これに対する皆さんの意見を聞くというこういう説明会でした。もう1か所は、前田建設が行っている広域での説明会でしたがけれども、この時はマスコミをシャットアウトしていたと思います。どちらも手渡された用紙に質問を書き、まとめて一つ一つを答えていく、こういうやり方です。様々意見があ

りましたが、ほとんどの人が市民でありながら危惧するのは、一番先に漁業問題です。ハタハタが大丈夫かということです。秋田弁護士会は、八峰能代洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見書にも、ハタハタはどうなるのか、ハタハタについて書かれています。「ハタハタについては、更なる緻密な調査が必要である。漁協との話し合いだけでなく、洋上風力が発電により風車の設置、ハタハタの生態に影響がないと言えるまで独自の調査をすべきである」という、こういうふうな意見が書かれています。町長は、漁業に影響を与えるようであれば、推進協議会から手を引くようなことを言われましたけれども、その考えは変わりないでしょうか。

3つ目は、情報提供についてです。目に見えて環境が変化しているのに、その情報が全く入ってきません。風力発電は、事業者が一地域に土地の買収や地代の契約を結ぶことで建設ができるのでしょうか。町民の問題として、町はどのように対応してきたのでしょうか。事業所と当局はどのような関係にあるのでしょうか。町全体の問題として、納得がいった初めて建設が進められるのではないのでしょうか。事業者、地域、自治体、漁業関係、自然学者、知識人が一緒に話し合う機会がないまま進められているのではないのでしょうか。

以上の3点について考えをお聞かせください。

弁護士会の弁護士さんと会う機会があり、風力発電のことを教えてほしいと話す、私が意見をまとめる委員会の委員長であったということをお話して話していました。「自分たちも静岡大学の先生から講義を受けたが、はっきりした確証はまだ持っていない。これから勉強したいので、まだ講義するところまで行ってない」と言われました。業者から出された方法書は、不十分であることは明白です。意見書は、私たちが疑問に思っていることがそのまま書かれています。

下関で視察して感じたことは、漁師が最初は賛同して、その後一部の漁師が反対して、最後には全市民の運動になって、健康被害や自然破壊がまだ臨床されていないまま無理矢理やることへの10万人署名が行われたということでもあります。大体どこに建つのか、海岸何km先なのか、下関では1.5kmであっても影響があるということで、これに反対をしております。業者任せではなく、町民の健康と生活を守るために、町長は情報提供すべきです。八峰町ぐるり風力に囲まれる恐ろしさを、そろそろ町民は感じています。風力作成委員会やガイドラインを作って、小型風力の無秩序建設からも守っていかなくてはいけないのではないのでしょうか。

以上、町長の考えをお聞かせください。

次に、学童保育所に適切な要件を満たして行うことについて、教育長の考えを伺います。

教育長さんにおかれましては、新聞を見て驚きましたが、お父さんが亡くなられたということで本当に御冥福を申し上げます。こんな時でありながら出席いただき、ありがとうございます。

では始めさせていただきます。

6月議会では、教育長は、「ランチルームで行うことは何ら問題がない」と言われました。教育次長は、「ベストではない」と発言しました。新放課後子ども総合プランが9月14日付で出されました。内容は、放課後子ども教室と一体化することや空き家教室の内容など、困難と思われるのではないかとと思われることがいろいろ書かれていると私は感じました。しかし、一番先に私も心配しているとおり、1年の壁ということがかぎかっこで書かれて、「乗り越えるには」ということが書かれています。特に低学年に対する配慮が必要ではないでしょうか。果たしてランチルームは適切でしょうか。教育長の考えをお聞かせください。

よく能代での学校の状況を例に出しますが、向能代小学校では学童の施設をつくりました。高学年も含め、3クラス、2階建てだそうです。男鹿市でも最近、学校脇に建てられたと聞きました。1年生から6年生まで拡大したことで、対策をとっていることだと思います。

3分の1の予算で建てられます。放課後児童クラブ創設及び改築の補助金があります。放課後児童クラブの基準について見てみますと、参酌する基準に児童はおおむね40名以下で、設備は、遊び、生活の場、機能、静養するための機能を備えた部屋またはスペースをとることになっています。条例でもこのことがうたっています。学童保育は、運営委員会を設け、児童の健全な成長を促し、親御さんが安心して働ける環境をつくるための連絡帳や指導計画をみんなで取り組むための場所が必要ではないでしょうか。保育以外の時間に、書類整理や計画書も時間勤務として、職員待遇もそれに見合った待遇が求められると思います。この点で、新放課後プランで書かれている放課後子ども教室との違いがはっきりしています。

以上について考えをお聞かせください。

最後に、老人福祉事業の軽度生活支援事業について、町長に質問します。

この事業は貧困生活対策であったと思いますが、全高齢者65歳以上の世帯または単身者が対象となり、以前より内容が充実したことは評価します。1週間に1回利用できると思いますが、月4、5回でしょうか。11月から3月まで冬期15回利用できると思いますが、町民に周知されてるでしょうか。私が聞いた範囲では、「知らない」という人がほとんどです。どのような周知をしてきたのか、お尋ねをします。

対象世帯はどのくらいですか。全てに対応して、どのくらいの人材が必要であるか調べた上での改正だったと思いますので、試算状況をお知らせください。

シルバー人材が不足したら、どのような対策をとって確保するつもりでしょうか。60歳で退職した人も含め、シルバー人材センターで働ける元気な人はたくさんいると思います。大いに募っていただき、双方がよき利害関係を持てると、この制度は生きてくると思いますが、いかがお考えでしょうか。

能代市では、冬期間10万円の利用券があります。この歴史は長いです。八峰町では、それより上回って所得制限なしで15回できます。せっかくの利用を進めるためにも、能代市で行っているように利用券を配付して、冬期間安心して生活できると大変喜ばれると思います。この制度の充実は、若い人が将来八峰町に住んでもいいかなと思われるような定住に繋がるとは思います。いかがお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

通告されている内容と若干質問の趣旨が違うところもありましたので、まずは通告内容に対する回答をさせていただければと思います。

1つ目の「風力発電の建設が一地域、一自治会の問題ではないと考える。それは町民全体の問題として、「人間を含め生態系に与える影響」が専門家から指摘されている。このことをどのように考えているか」とのご質問であります。風力発電事業者が八峰町の豊かな自然環境や景観に配慮した開発を行っていただくことは、大変重要なことであり、風力発電所の建設についても、近隣住民のみならず、町民全体の関心事としてご意見を寄せていただくことは、大切なことであると考えております。

本年10月19日付でジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社より送付された、八峰能代沖洋上風力発電事業に関する「環境影響評価方法書についての意見の概要と事業

者の見解」によりますと、海洋生物や動物に対する影響、とりわけハタハタの生態に対する影響の詳細調査を求める意見や、害虫を捕食することから益獣とされるコウモリへの影響の詳細調査を求める意見が記載されております。これらの意見に対し事業者は、漁業への影響調査を環境影響調査の手続とは別に検討するとしており、手法が確立されていないコウモリへの影響調査も、専門家に相談して調査・予測及び評価を実施し、必要に応じて保全措置を検討するとしております。

町といたしましては、騒音や低周波音、風車の影などが住民の暮らしに影響を与えることがなく、漁業に影響を及ぼさないとともに、自然環境や景観に配慮した計画とすることはもとより、事業者が環境アセスメントを確実に実施し、町民や町の意見を反映させ、住民の不安に対し丁寧な説明と対応を求めていくことを基本としており、今後もこの方針を守っていききたいと考えております。

2つ目の「洋上風力発電に関して、町民にあまりにも情報が示されていない。建設前に起こり得る問題、建設後の調査報告がどのように町民に報告されるのか、町として計画を把握して、町民に示す考えはないか」とのご質問であります。風力発電施設を設置するにあたっては、制度上、事業者の責任において関係住民に計画の説明がなされ、正確な情報が伝えられるものと考えております。また、事業者が行う環境影響評価は、国が定めた「発電所に係る環境影響評価の手引」に基づいて行うこととされており、建設前に起こり得る問題については、配慮書または方法書の縦覧を行い、同時に記載内容に対する意見を受け付けており、事業者はこれらの意見の概要及び意見に対する見解を取りまとめ、国、県及び町へ送付することが定められています。また、方法書の次のステップである準備書については、町に送付されますので、その内容を町民に示すことは可能ですが、同じタイミングで住民にも縦覧に供されますので、あえて町として説明する必要はないものと考えております。

3つ目の「洋上風力発電が漁業に与える影響をどのように考えているか。特に漁業関係者にはどのように対応していくのか、事業者だけでなく町として漁民を守る対策について伺う」とのご質問であります。先ほども申し上げたとおり、風力発電所の建設にあたって漁業に影響を及ぼさないことは、大変重要な要件であると考えております。八峰能代沖洋上風力発電事業に関する「環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解」によりますと、海洋生物や動物に対する影響、とりわけハタハタの生態に対する影響の詳細調査を求める意見が記載されております。これらの意見に対し事業者は、

漁業への影響調査を環境影響調査の手続とは別に検討するとしております。

町といたしましては、この調査結果及び事業者の対応方針を注視してまいりたいと考えており、仮に著しい影響が出る可能性が明らかになり、かつ事業者の対応策が不十分と判断される場合は、事業者に対し事業計画の見直しを含め、対応策の見直しを強く求めてまいります。

2番目の学童保育については、教育長の方から答弁いたします。

次に、3点目の「老人福祉事業の軽度生活援助事業について」お答えします。

最初に、「利用状況はどうか」についてお答えします。

軽度生活援助事業については、草取り、草刈り等家の周りの手入れ、家屋等の軽微な修繕及び修理、除排雪など、高齢者等の日常生活上の軽易な援助であり、それぞれのサービス内容について1時間程度の軽作業を想定しております。平成29年度の利用実績は、実利用者数が48人、延べ利用時間が374時間となっており、このうち12月から翌年3月までの除排雪については、実利用者数が31人、延べ利用時間が229時間であり、年間の約6割を占めております。

2つ目の「町民への周知は行っているのか」についてであります。旧八森町時代からの事業であったこともあり、事業の内容が変更になった際には、お知らせ版での全戸配布や広報での周知を図ってまいりましたが、それ以外については、この事業を受託している社会福祉協議会やこの事業の申請を代行できる民生委員、地域包括支援センター等を通じて周知しているのが現状であります。議員ご指摘のように「ほとんどの高齢者は知らない」ということであれば、この事業の効果に大きく影響を及ぼしますので、今後は広報等を活用しながら周知を図ってまいります。

3つ目は、「サービス内容が拡大されたが、要綱どおり利用が増えたとどのくらいの人材が必要と試算するか。不足であるならどのような対策を考えているか」についてお答えします。

八峰町には現在、対象となり得る高齢者のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯が約800世帯あります。本事業については、現在、シルバー人材センターを中心に援助を行っておりますが、現在のシルバー人材センター登録者65人のうち本事業への登録者は45人であり、利用者が今後増加していけば、とてもまかないきれない状況になると懸念しております。特に除排雪については、朝に集中することや地域に偏りが見られることから、本事業を担う人材の確保が大きな課題であると認識しております。このため、多くの方々が集ま

る町の事業や社会福祉協議会の事業などにおいて会員募集の機会を提供するなど、シルバー人材センターの登録者を増やす取り組みを応援するとともに、自治会等に対して、有償ボランティアのような考え方で地域を守っていただくための協力要請をしていく必要があると考えております。

4つ目の「冬期間使える利用券15枚を対象者に配ることを考えないか」についてですが、ご質問の内容が無料券の配布という意味だとすれば、この事業は、1回当たり1時間程度の本人負担額は100円であり、例えばシルバー人材センターが援助する場合は、町からシルバー人材センターに1,188円支払っており、実質的に補助率90%以上の事業であり、また、利用者から不満の声もありませんので、現状のままで進めてまいりたいと考えております。

5つ目の「事業の内容を周知することで、若いも若きもこの町で安心して生活できる宣伝になり、定住促進に繋がると考えないか」についてお答えします。

極端な高齢化が進んでいく中であっても、「住み慣れたところで安心して誇りをもって暮らせる」ような八峰町を実現することが、私の目指している地域づくりの一つであり、本事業が大きな役割を担うものと考えますので、議員と同じ考えであります。したがって、本事業については、その担い手をどのように確保していくのかなど難しい課題もありますが、「オール八峰」で乗り越えてまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） よろしく申し上げます。先ほどは、見上議員からはお気遣いをいただいた言葉をいただき、ありがとうございます。

それでは、学童保育を適切な要件を満たして行うことについてのご質問に、私の方からお答えしたいと思います。

私の方も通告の項目について、まずお答えしたいと思います。

最初に、「登録児童数は40人を優に超え、利用児童も40人を超えているのではないか」というご質問ですが、町内に2つある児童クラブの4月時点での児童登録数は、八森児童クラブが67名、峰浜児童クラブが64名となっております。そして、実際に利用している1日当たりの平均利用児童数は、八森児童クラブの4月は33.5人、5月が34.6人、6月が32.1人、7月が34.5人、8月が34.1人、9月が30.7人、10月が30.6人、11月が30人となっております。この8か月の平均1日当たり利用児童数が、32.7人となっております。また、峰浜児童クラブの4月は34人、5月は41.6人、6月が39.2人、7月が40.3人、

8月が33.7人、9月が37.3人、10月が36.9人、11月が38.1人となっておりまして、この8か月の平均が37.7人となっております。

次に、「1年生から6年生までランチルームで行うことは問題ないとするか」とのご質問であります。児童クラブ利用児童は、学校の授業終了後にそれぞれの時間帯で児童クラブを利用しており、低学年は、午後2時半頃から始まり、最初は宿題をし、その後に室内遊びをして午後6時半頃まで過ごしています。一方高学年は、午後3時から午後4時にかけて児童クラブを利用していますが、午後4時半までにはスポーツ少年団の活動に出かけますので、その後は低学年だけになります。1年生から6年生まで一緒に過ごす時間は1時間程度になっており、ランチルームでの学童保育は問題ないものと考えております。

次に、「厚生労働省の「省令基準」は40人以下を1単位として、2人の指導員を配置することが「従うべき基準」としてあります。このことについてどのように考えるか」についてであります。

現在の基準は、平成27年に厚生労働省が「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、同年4月1日より適用を開始したもので、対象児童を小学6年生まで拡大し、支援単位や開所時間など、運営や施設・設備などについて定めています。具体的には、子ども集団の規模は「おおむね40人以下」とし、支援単位ごとに2人以上の支援員を置くこと。開所時間は、平日は「3時間以上」、学校休業日は「1日8時間以上」、開所日数は「1年につき250日以上」が原則となっております。面積は、「子ども1人につきおおむね1.65㎡以上」を確保するとなっております。

町でも、この省令基準により「八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、放課後児童クラブを運営しております。先ほども説明したように、八森・峰浜両児童クラブの利用児童数は、おおむね40名以下となっており、支援員数も八森児童クラブは6人、峰浜児童クラブは4人おり、平日において八森が4人体制、峰浜が3人体制で運営しております。

次に、「特に低学年に配慮し、現在ランチルームで行っている学童保育は、長時間の場合、ストレスを与えるのではないかと。休養時間も考え、高学年生徒と別部屋にすることなど対策を考えないか」についてであります。先ほども述べましたが、高学年と低学年が一緒にいる時間帯は1時間ほどであり、低学年生は宿題が終わると、同じ学年同士で読書や室内ゲームで遊んでおります。また、体育館で遊ぶこともありますので、ス

トレスを感じることもなく過ごしているものと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず町長の考え方、まず一番今、町民の皆さんが心配してるのは、情報が全くないということです。どこに建つのか、それから、沖合というか海岸は何km先に建つのか、どのくらい海に覆われるのか、その辺の情報について、閲覧すれば説明する必要はないということですが、その辺はどうなるのですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 再質問にお答えします。

この事業自体が、いわゆる事業者が説明するっていう部分が原則になっておりますので、町がその事業の概要を町民に町が主導して説明するというそういう仕組みではありませんので、その部分については、私どもとすれば、事業者が配慮書から方法書、準備書、評価書という4段階あります。その4段階の中で説明会必ずやらなきゃいけないことになっていきますので、見上議員も出席されたような形で、是非出席されるようなことを促してまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） それじゃあ、これから説明会を開いて、各地域で町が交えた説明会を行うということなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町が行うわけにはいかないんです。町が行うんじゃなくて事業者が説明会を行う、そういう仕組みになっておりますので、その部分については、9月議会の質問でもあったように、そこには町の職員も出席させますけれども、できるだけ多くの町民の皆さんが参加できるような形で、その部分のこういう形で行われますよという部分は、そういう部分はお知らせできると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これから、どこの首長も言われるのは、これは町ではなくて事業者が行うことだから、町で説明するのではないっていうふうなことを強調されて言われるようですけども、この風力発電に対する考え方というか、町が、町長の場合、町に与える影響といいますか、まずどのように考えてますか。電磁波の問題とか低周波の問題。町長個人としては、どのような考えなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 個人としての考え方について、先般9月議会の一般質問の後で、まあその一般質問の回答でもお答えしたんですが、いろいろ問題なところの現地調査をしてまいりました。愛知県の知多半島の田原市というところと、静岡県伊豆半島の東伊豆町というところに行ってきました。で、実際にその問題になったことは確かで、その中で職員の皆さんが大変苦勞されていた、そして事業者の皆さんも、その苦情を申し入れた方々のためにもものすごく丁寧なサービスをしていたというふうなそういう部分を私見てまいりました。したがって、その中の中では最終的に裁判で決着がついてあったわけですが、低周波音、それから騒音等、健康に関する部分については、そういう関わり方の部分は明らかにできないというふうな形の結果を受けましたので、私自身も、秋田県内にだけ200基以上も風力発電が建ってるわけでありまして、その秋田県に聞いても、また風力発電をやっている市町村に聞いても、そういう健康被害の部分がないというふうな話されましたので、私個人的には、私も医者でないので分かりませんが、個人的にはですよ、個人的には、そこの騒音とか低周波音と健康の問題という部分については、それほどないんじゃないかなというふうな形は思っています。ただ、何度も申し上げますけれども、非常に、健康に害があれば駄目ですよと、それから景観に悪い影響を与えれば駄目ですよと、それから漁業に影響を与えれば賛成できませんというような話をしてきていますので、その部分については一貫として変わりません。

で、私、沼田の7つの大きな風力発電、これは見方によります、景観によって。私も長い間あの地域に暮らしてきた人間として、例えば遠くから見た場合、「おっ、風景変わったな」と。松林でなく、何か「おお」という感じの部分がありますので、それはそのこの部分について、悪い思い、イメージを持つ方もおりますし、それから、私は個人的にはあんまり悪いイメージは持っておりません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 沼田地域が自治会で説明会を行って、それを許可してああいうふうに住ったと思うんですけども、ただね、その大型の風力発電っていうのは、その地元の地権の問題だけではないと思うんですね。やっぱりそこが公園があります。ポンポコ山の公園。それから、もうちょっと先、道路を挟んだところには家が数軒あります。目の前に迫ってます。そういうことを考えると、その地域だけの問題ではなくて、

そこを利用する公園の方、それからまた、おらほの館を利用する方、バンガローも利用する方、そういう人たち、まあ町民全体の問題だとして風力発電を考えていかなくちゃいけないと思うんです。で、今、インターネットでも風力発電に対する、確証したものはないということで弁護士会でも言われてますけれども、しかし学者の間では、これは低周波とか電磁波とか体に悪いがあるということで、学者は今盛んにいろんなところで講演をしてますけれども、これは町全体として、まあ町長はあそこはすごくいい眺めだと言われますけれども、若い人たちもそういう情報がどんどん入ってきますので、あそこで子どもを遊ばせるというふうなそういうことにはならないと思うんですね。ですから、建ってみたものの、その地権者とそれから自治会が了解したからということで、これを建てさせる、そういう問題ではないと思うんです。で、説明会、沼田の方でも説明会をやって、ある人は、自分の家の近くだから建てないでほしいと言われたら、予定していた2基を撤回したということもありますけれども、やはりそういう情報というのをもう少し事業者だけの責任に任せないで、町として知り得る範囲、町と、県の方に事業者は報告することになってますので、その情報だけでもまずとにかく町民に知らせる、こういうことが必要だと思いますが、町長いかかお考えですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず沼田の7基の風力発電については、国が定めているルールに則った形で全てクリアして建設されてます。そこの部分に関して、住民に対する説明会に沼田地域の人だけが来たのか、それとも観光協会とかおらほの館の人方が全く中身知らなかったのか、そういうところまで私が町長なる前の話なので分かりませんが、いずれそこの部分については、いろんなルールに従った形で、住民も納得した形かどうかそこまで分かりませんが、まず建っています、今現在は。だからその様々な問題をクリアしたものだと思ってます。この事業は、住民の同意がなければ最終的には建設できない、認可されないそういう仕組みになってますので、そこの部分について町が主導的にこの中身の部分を説明するとかってなると、専門的過ぎる部分が多々あります。安易に間違っただけをやるわけにもいきませんので、非常に何度も同じような繰り返しになるんですが、事業者が開催する説明会の中で、いろんなご意見ある方々が出席されて、そこの部分でご意見をお話しして、そしてそれに対しては必ず回答しなきゃいけないので、そういう部分を回答する部分を受けて、私が先ほど言いました3点の部分に抵触するような形の計画であれば、町としても賛成意見は出せないというふうなそ

ういう考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） それじゃあですね、町の方では、洋上風力に関して、海岸何km先に建つのか、何基建つのか、どこの範囲に建てられるのか、それも知らせることができないんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 事業者が計画している発電事業の配置図部分については、6月議会の際に皆さんに示しましたので、こういう部分は別に何ら問題はないと思いますが、これを例えば住民説明会を開いてやるとかそういう部分に関しては、町としては入ってはいけない問題だと思います。国が定めたルールの中で、町がある考え方を持って、賛成・反対かどちらかの考え方を持ちながら説明会するような部分は、この仕組みのルールには抵触すると思いますので、そういう部分で町が主導した情報提供ができないというふうなお話をしています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 町の方にも、町と県の方に書類が送付されるということですが、もう送付されているんです。情報公開できるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） もちろん今回の部分の、10月、JRAから来た部分の報告書については、公開できます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 情報公開する前に、皆さんにどのようにそれを報告したりする機会を持つのか、今後それをどのように扱うのか、考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何回も繰り返しになりますけれども、町としてその部分を住民に対して説明会を行うというふうなそういう部分については、現在の風力発電所の建設する仕組みの中には盛り込まれておりませんので、そういう考え方は今のところ持っておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 時間がないのでこの辺にしておきますけれども、やはりこれは事業者だけの問題ではないと思います。町に送付されたものは、すぐ皆さんに縦覧して

説明する。説明会は開かなくてもいいですので、持ってる情報を皆さんに知らせる、そういうことと、それから、これは事業所と町だけの関係ではなくて、また自治会だけではなくて、この専門的な、専門的っていうか、風力発電に関する委員会とかそういうことを持つべきではないかと思えます。

それと、答弁はいりませんが、小型風力発電に対するガイドライン、これも、これは規制なしにどんどん建てられていくと思えますので、能代の方で小型風力発電施工建設に関するガイドラインということで10月1日にこれが出されております。町としても、今、小型風力発電もあちこちに建てられて、無秩序に建つ可能性もありますので、この辺を是非考えていただきたいと思えます。

以上で1番の質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） 2問目の再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 学童のことについて、ランチルームでもいいし、学校内にあるということは部活を終えてからまっすぐに学校の敷地、まあ敷地内、校舎でもかまわないんですけども、これは非常にいいことだと思うんです。ただね、やはり1年生から3年生まで、これを別部屋にするとか、それからこれは1日3時間までの平日の保育ですので、長期の保育時間8時間以上行われた場合、あそこのランチルームで一緒くたになって、プールに行く子もいるし、いろいろあるでしょうけども、長期の学童保育ってのが一番やっぱり大変で、これがやはり児童福祉法にうたわれているように、子どもに配慮しなくてはいけないというこういうことだと思うんですね。で、長期休みについて、もうちょっと考えをお聞かせしていただきたいということと、それから能代市でも男鹿市でも学童保育の施設が建ってますが、私も調べたところ、そういうふうな改築とか建てる場合、国の方からの補助もありまして、町の持ち出しは3分の1でできるということが書かれているのを見ました。こういうことについてちょっとどう考えますか、教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 再質問にお答えしたいと思います。

ランチルームで今、学童保育、放課後児童クラブやってるわけですけども、まず前にもちょっとお話したと思うんですが、ベストな状態ではないけども、かなりこうベターな状態だと私は思っております。その中でも長期休業中であれば、例えば先ほどもちょっと話出しましたが、夏休みであればプールがすぐそばにあります。ですので、もう学

童保育のところからすぐプールに行けることもメリットだと思います。あと、何かこうトラブルあった時も、支援員のほかに学校には教職員もいるってことで、そういった安心感もあるんじゃないかなと思います。そういった面で、本当低学年、特に低学年に配慮したらというふうなご意見に対しては、大変私も同意見だと思いますけども、そのランチルームの中で学年ごとに大体座って活動してるようですので、そんなに上の学年が下の学年に影響するっていうふうなこともあまり見られないというふうに思っておりますので、あえてランチルームに仕切りを作るというふうなことも必要ないとは思っております。

あと、施設に関しては、確かに新しいものを建ててそこで生活できることがまずベストだと思うんですが、メリットもデメリットも含めた形で、まず学校内にある施設を使ってるっていうふうなことも、大変、先ほども話したようなメリットもありますので、今のランチルーム、先ほど言ったようにベストではないと思いますが、ベターな状態でやられているっていうふうなことで認識しておりますので、今後もその方向で進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私が一番やっぱり、この新放課後プランの中にもありますけれども、初っぱなに書かれてたんですが、やっぱり1年の壁、この1年生ってというのがやっぱりすごい大事だと思うんですね。私も1年生の子どもを知ってますけれども、「学童に行くの嫌だって言い始めたの」って言われるお母さんがいました。やはり1年生はもう1学期、特にもう疲れて疲れて疲れ果ててくると思います。で、本当はうちにいてふつとすれば一番いいんでしょうけども、まあねランチルームを使うということで、やっぱりこの1年生をすごい大事にせずと安心して学校に行ってもらおうということ、これをやはり重点的に考えてもらいたいと思います。たまたま私、こういう声を聞きました。「学童に行くのが嫌って言い始めたので」っていうふうなことで、ちょっと「はっ」と思ったんですけれども、それは1学期の最初の頃の話です。

教育長は、上の学年が下の学年に影響与えるというのではなくて、下の学年が上の学年に、やはり私たちもそうですよ。1年生と6年生と違いますよ。そういうところで同じところに、6年生っていうのはお父さんみたいなもんです。そういうふうなやっぱり、そのために学校というのはあると思うんですね、学年ごとに。そこら辺もちょっと配慮

して、もう一度考えてもらいたいと思います。答弁はいりません。

○議長（門脇直樹君） 3問目の再質問ありますか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 事業内容について、作業のあれで、広報にも載せましたけども、民生委員とか包括支援の人に話してるのでっていうことだけでは、やっぱりこれは不十分です。800世帯もいるんですよね、世帯数が。で、やっぱりこれがあるとないとでは、安心できるかできないかの基準がやはり全然違うと思うんです。ひとり暮らしの80の人は、「全く知らなかった。私も、じゃあ家具の移動とか家の周りの大きなもの片づける時、頼めば良かった。けども全然そういうことは一切誰も教えてくれなかった」という、こういうふうなことがたくさんあると思います。で、町長はね、低所得じゃなくて全員にこういうサービスを与えるんだということで、これは大変いいことだと思って期待してたんですけども、それが十分に使われてないということは大変私も残念です。

で、15回券、これは100円、皆さん利用してる人も勧める人もそうですけれども、1,000円のシルバー代と、それから100円の利用料。今若干ちょっと高くなったのか、百何円になったのか分かりませんが、その辺はもう十分皆さん知ってると思います。その上で、やはり冬期間15回の除雪、11月から3月までの除雪対策の利用券、これはもちろんお金を払って有料で、まあこの規約の中には生活保護世帯とか非課税世帯とか優遇はあるんですけども、もちろんお金を払うつもりでいます。無料ということは考えません。どうして無料ということを行ったのか、ちょっと私、それは生活保護とかね非課税世帯の人たちは無料というのは分かりますけれども、無料じゃなくて100円の利用でこういうふうなことをやはり進めて、形に表した方がいいのではないのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 65歳以上のひとり暮らし、それから高齢者のみの世帯が約800世帯あります。ですが、全てのこういう65歳、その高齢者のみの世帯で、全てが誰かにやってもらうというそういう人の割合までは調べておりません。私のうちも間もなく高齢者のみの世帯になりますが、私は自分で、私の町内の部分でもほとんどの人がまず自分でやっています。それと、近所の人たちがそういう部分を手助けして、向かえのお父さん、隣のお父さんとか、ひとり暮らしの部分をボランティア的な形でやってくれてます。で、この部分についての見上議員のご指摘の、知らない人がいるというそういう部分については、私どもこれから広報等を通じてしっかりとPRしていきたいと思います。

ただ、どうしても今問題あるのが、主体となる担い手であるシルバー人材センターの会員が募集しても集まらないんです。ここの部分を何とかしないとなかなかいけませんので、先ほども答弁いたしました、そこのどんどんどんどん利用する方が増えていく可能性ありますから、そこの部分を自治会で有償ボランティア的な部分でやれないか、そういう仕組みも作っていかないと、こういう将来にわたって見上議員おっしゃるようなすばらしい事業が成長していかないと考えていますので、その辺は指摘された部分はちゃんとこれから頑張っていくですけども、やっぱりできることは自分でやっていただいて、できない方の部分をどうやって守っていくかという部分のそういう考え方も必要だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） どうか検討してください。よろしくお願いします。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後2時より再開いたします。

午後 1時55分 休 憩

.....
午後 2時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番議員の一般質問を許します。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 一般質問最後となりました、議席番号8番菊地でございます。今回質問1点だけではありますが、実はもう一つ、風力発電事業につきまして当初質問しようと思ったわけではありますが、前段の見上議員と多々重複する部分がありましたので、取り下げをいたしました。よって、1問のみ質問をいたします。

テレビの難視聴対策ということで質問いたします。

今、4Kとか8Kとか、正にテレビはそのような状況がこれからなっていく。毎日のテレビの報道であるわけではありますが、2011年にアナログ放送から地上デジタルへ完全移行になりました。それで画像も鮮明に映るようになっております。そういうことから、私としては、もうこれ以上必要ないのかな、こう思うわけではありますが、技術は日々進化しております。そういう中で、難視聴地域というのが全国であちこちあるわけではありますが、そもそも難視聴地域とは、何らかの要因でもって地上波放送が見れない状況にあることを言うわけであります。我が町でも岩館地域の第二自治会、あそこでは非常に

状況が悪くなっております。全く映らないという世帯もあることから、これは何としても行政でもって対応を考えていかなきゃいけない、このように考えるところであります。したがって、町として、この点に関してどのように捉えているのか、そしてどのような対応をしていくのか尋ねるものであります。

この1問だけですので、町長の明快な答弁を期待いたします。終わります。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 菊地議員から明快にというお話でありましたので、明快に答弁いたしたいと思っております。

菊地議員のご質問にお答えいたします。

岩館地区の地上デジタル放送難視聴対策につきましては、平成22年度に「情報通信基盤整備工事」として、小入川及び岩館第一自治会の区域で、共同受信アンテナで受信した電波を光ファイバ網で各世帯に伝送する、共同受信施設を整備しております。なお、岩館第二自治会の区域は、当時、戸別に設置したテレビアンテナで受信可能であるとのことでしたので、当該事業は不要と判断しておりました。

この事業により、当該地域の地上デジタル放送難視聴は解消されたものと考えておりましたが、この事業を実施した以降も、岩館地区の住民から町に「テレビの映りが悪い」との苦情が時折寄せられておりました。大半は共同受信施設を利用している世帯で、自宅内への引込線の破断や接続不良が原因で、修繕作業により回復しておりました。ただ、戸別受信している世帯からの苦情も少なからずあったことを踏まえ、平成29年11月に、岩館第二自治会の全世帯を対象に地上デジタル放送の受信状況調査を行ったところ、全180世帯中29世帯で、何らかの受信不良が発生しているという結果になっております。現在、共同受信アンテナ及び岩館地区の戸別受信世帯は、能代市鶴形にある能代中継局の電波を受信しておりますが、受信不良の原因については、専門の業者から、主に電波が海上を伝搬する時、潮の干満等により海面の高さが変化することに伴い、海面からの反射波が変動することで発生する、「フェージング」と呼ばれる電波の衰退が原因である可能性が大きいとの報告を受けております。

町といたしましては、テレビ放送は一般的な娯楽であると同時に、災害時において真っ先に利用される情報収集の手段であるとの認識から、一刻も早い難視聴状態の解消を図ることとし、平成31年度において対策工事を実施したいと考えております。現在は、そ

の工事費に過疎対策事業債を活用できるようにするため、「八峰町過疎地域自立促進計画」の変更手続について準備を進めているところであり、変更に必要な議会の承認は、平成31年3月定例会での提案を予定しております。

- 議長（門脇直樹君） 8番議員、再質問ありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 事業費の方はどの程度を見込んでおるのでしょうか。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 現在ところ、約5,600万円ほどかかると見込んでおります。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 大変高額なこの事業費なわけですし、逆に大変ありがたいといえますか、地域の住民にとりましてはこの上ない喜びになるだろう、こう思っております。

合併時において、峰浜地域でも例えば岩子、大久保岱地区がこういう地域でございまして、糠森から電波が届かない状況、それを中継をとりながら改修した経緯がございまして、何と申してもですね、この情報網というのは確保しなきゃいけない。そういう観点で、大きな予算であります。是非ともこれを組み込んでいただけるようお願いを申し上げまして、答弁はいりませんので終わります。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで8番議員の一般質問を終わります。

日程第3、陳情第7号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

本件については、12月12日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

- 総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月12日本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情について、12月12日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、医療関係者や介護職などの労働環境改善の実現には、国の強い指導、関与が必要であり、安全・安心の医療・介護の実現のためにも、国が規制を設ける必要があることから、この陳情については全会一致で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 委員長に伺います。全会一致とありましたが、全員賛成ということでしょうか。少数意見はなかったのでしょうか。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 全会一致ということで、誰も少数意見はありませんでした。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 反対の立場で討論いたします。

まず最初に、病院というかこういう総合病院に限ったことではなく、全産業で従業員が不足しているのがひとつの原因であります。そのほかに、この医師・看護婦・介護士等々は、特殊な資格が必要であります。その人数が少ないというものが第2の原因。それともう一つは、このような方々の増員をするということは、病院の経費負担が非常に増えるわけでありまして、で、経費負担が増えることを分かりながらですね、一方では患者の利用者負担を軽減するという相矛盾する話は、到底納得できないというか矛盾を感じる話でありまして、これは反対という立場で意見を申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は、この安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情に賛成をいたします。

といたしますのは、今、介護施設とか病院で看護師不足が非常にうたわれております。看護師も今、大変な状態で働いております。過労死するのではないかとと言われるくらい、ひとり夜勤なくす、これも当然のことだと思います。介護士がグループホームの場合、急にひとりですか、いろんな施設の中で、介護施設の本当に大変さというのは今問題になってるところであります。これを是非、ひとり夜勤をなくして複数にする、これも当然のことです。そして、看護師の労働条件も非常に悪く、看護師の奪い合いになっています。こういう意味でも、是非この国に対して大幅増員、夜勤改善、これを消費税10%上げると言いながらこういうふうに福祉の場ではなかなか改善されません。こういう意味でも是非この陳情を賛成して、国に意見書をあげさせていただきたいものだと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は採択とすることに決定されました。

日程第4、陳情第8号、「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

本件については、12月12日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月12日本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情について、12月12日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、高齢化社会が進行し、介護を必要とする人が増加していく中であって、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題であり、事業所の努力にも限界があることから、費用負担の見直しなども含め、国の抜本的な対策が必要であることを踏まえ、この陳情については、全会一致で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第8号、「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために

国に対し意見書の提出を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は採択とすることに決定されました。

日程第5、陳情第9号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書についてを議題とします。

本件については、12月12日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月12日本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書」について、12月12日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、看護師の賃金水準がどの程度なのか、他業種間との比較や地域間格差など調査・検討する期間が必要であることから、この陳情については、全会一致で継続審査と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 議長、継続に対して反対の場合はどうすればいいんですか。

じゃあ、この後でやりますので、すいません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 委員会で継続されたことに対して反対をして、この陳情に賛成の討論をいたします。

内容はよく分からないということは、私たちにちょっとなじみのない言葉がいろいろ出てきますので、そのように受け止められたと思うんですけども、地域によって格差が9万円くらいの隔たりがあります。で、看護師というのは国家試験ですので、准看護師だからいくらとかでなくて、もう看護師はいくらっていうふうにもう国の方から診療報酬の中に組み込まれてきますので、どこの病院にどのくらいの看護師がいて、それが合ってるかどうか。で、病院の報酬もどのくらいでっていうことで、看護師に格差をつけること、これはできないはずであります。そういう意味で、格差が9万円もあるとい

うことは、これを何とか是正するためにも看護師の最低賃金制度、これを設けてほしいということ、新設してほしいということです。この最低賃金制度っていうのは、業種別にもいろいろあるそうです。例えばデバイスの工場だったら最低賃金がいくらとか、企業の中でも最低賃金制度っていうのが業種別に決められているそうです。そういう意味でも、看護師を確保するのに四苦八苦して、給料のいいところにどんどん流れていって行くけれども、小さいところには看護師が来ない、こういう看護師不足が解消するためにも、これを新設するべきだと私は思いますので、この陳情に賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私も継続審議っていうことについては反対の立場で討論に参加します。

賃金そのものはですね、地域の経済の水準によって決められるべきものだと私は思っております。都会と田舎とではですね、給料の格差はこれは必然的にあり得るということから、仮に数万円違っていたとしても、それはやむを得ないものだと。それともう一つは、既に高齢者の増加によって介護施設が相当増えているわけですが、それによって従業員不足が増えている。本来的にはもう少し集約して、大きい施設に大量の高齢者を抱えて多くの職員で介護等の作業をするべきというふうに私は考えます。そうすることによって、給料の水準を上げることができる。これが施設ごとに、小さい施設ばかり乱立している状況の中ではですね、給料はなかなか上げていけないというふうな現実があるわけでありまして。それともう一つ、介護は大変だといいいながら、じゃあ職業の自由があるわけですから、そんなに大変だったら別の職業に就くというふうなことだって必要なわけでありまして。私はそういうことから、これは即刻不採択として処理するべきだというふうに思いますので、継続審議には反対であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私は委員長報告に賛成の立場で討論に参加をいたします。

何も今結論を求めたいというようなことではございませんので、ゆっくり熟慮した上で考えたいということでありまして、委員長報告のとおり継続審査にして、この後で結論出すべきだと思いますので、私は委員長報告を支持いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私も継続審査に賛成の立場から討論いたします。

見上議員がおっしゃることもよく分かりますし、山本議員の言うことももちろんよく

分かるわけであります。この2人の意見が象徴するようにですね、総務民生の委員会の中でもですね様々な意見が出た中での継続ということになっておりますので、皆さんどうぞご理解いただきたいという立場から討論をいたします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は継続審査です。陳情第9号の継続審査に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6、陳情第10号、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書についてを議題とします。

本件については、12月12日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月12日本会議にて総務民生常任委員会に付託となっておりました、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書について、12月12日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、高齢者の多くは年金生活の厳しい生活を強いられていること、また、消費税も来年10月から10%に増税されることを鑑み、消費税増税分が社会保障費の充実のために使用されるべきであるとの意見で一致し、この陳情については、全会一致で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第10号、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第10号は採択とすることに決定されました。

日程第7、陳情第11号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書についてを議題とします。

本件については、12月12日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月12日本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書について、12月12日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、高齢化社会が進行し、介護を必要とする人が増加していく中であって、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題であり、介護サービスの削減、負担増は利用者や家族の大きな負担となることから、社会保障費の充実を名目として増税される消費税を財源に、費用負担の見直しなども含め、国の抜本的な対策が必要であるとの意見で一致し、この陳情については、全会一致で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第11号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国

に求める陳情書についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第11号は採択とすることに決定されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休 憩

.....
午後 2時37分 再 開

○議長(門脇直樹君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配信しました追加議案日程表のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第9号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第2、発議第10号、「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見

書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第3、発議第11号、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) 75歳以上の後期高齢者の負担を一律に2割というのは、あまりにも無謀過ぎると思います。75歳以上でもかなりの年金をもらっている人、微々たる年金しかもらっていない人、様々な階層がある中で一律2割負担をしているということはですね、おかしいと。やっぱり高額にもらっている人はそれなりの2割負担でもあり得るだろうし、微々たる年金しかもらっていない人はゼロ負担ということもあり得るだろうし、それが一律2割負担しないということはてら一面な考えなので、私はこの発議には反対いたします。

休憩いたします。

午後 2時41分 休 憩

午後 2時41分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに討論ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私は賛成の立場から討論をいたします。

75歳といいますとですね、これまでこの日本を支えてこられた方々であります。で、まず山本議員の言ったように高額な年金でいい暮らししてる人も中にはいるでしょうけども、本当に年金だけで暮らしをしている人もいるわけです。そういう意味では、今まで日本を支えてこられたという方にですね、低所得も高額所得者もないと私は考えます。今回、来年10月の消費税10%引き上げによってですね5.6兆円の増税が見込まれるわけです。国では、この半分50%、2兆8,000億円を社会福祉に充てると言ってるわけですから、この中で賄うのが当然だと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私も賛成討論をします。意見書に賛成討論をいたします。

今この2割というのは、今これから国がこれやろうとしている政策であります。今からやろうとすることをストップさせて、今の1割負担を継続させるということで、これは是非やっていかなくてはいけないと思います。後期高齢者医療っていうのは、国保と違って、病気で入院した場合に医療費一部負担減免という減免制度がありません。ですから、非課税世帯でも1万5,000円、入院すればかかります。で、ほとんど国民年金の場合、6万そここの場合、これが2割になるともう3万円、半分以上がもう入院した場合とられるということであれば、これは大変な負担になります。消費税10%に上げると言いながら、こういう社会保障を削っていくということとはとんでもない政策だと思いますので、私はこの意見書提出に賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第4、発議第12号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年30年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時47分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣

同 署名議員 7 番 見 上 政 子

同 署名議員 8 番 菊 地 薫